

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成27年11月16日

【会社名】 昭和ホールディングス株式会社

【英訳名】 Showa Holdings Co.,Ltd.

【代表者の役職氏名】 代表執行役社長 重田 衛

【本店の所在の場所】 千葉県柏市十余二348番地

【電話番号】 04-7131-0181（代表）

【事務連絡者氏名】 執行役財務総務担当 庄司 友彦

【最寄りの連絡場所】 千葉県柏市十余二348番地

【電話番号】 04-7131-0181（代表）

【事務連絡者氏名】 執行役財務総務担当 庄司 友彦

【届出の対象とした募集(売出)有価証券の種類】 株式及び新株予約権証券

【届出の対象とした募集金額】

その他の者に対する割当	
株式	2,294,514,500円
新株予約権証券	6,606,720円
新株予約権証券の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払込むべき金額の合計額を合算した金額	687,406,720円

（注）行使価額が修正または調整された場合には、新株予約権の払込金額の総額に新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額を合算した金額は増加または減少する可能性があります。また、新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した新株予約権を消却した場合には、新株予約権証券の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額は減少します。

【安定操作に関する事項】 該当事項はありません

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
（東京都中央区日本橋兜町2番1号）

第一部 【証券情報】

第1 【募集要項】

1 【新規発行株式】

種類	発行数	内容
普通株式	19,952,300株	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社株における標準となる株式であります。 なお、単元株式数は100株となります。

(注) 1. 平成27年11月16日（月）開催の取締役会決議によるものであります。

2. 振替機関の名称及び住所

名称：株式会社証券保管振替機構

住所：東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

2 【株式募集の方法及び条件】

(1) 【募集の方法】

区分	発行数	発行価額の総額（円）	資本組入額の総額（円）
株主割当	-	-	-
その他の者に対する割当	19,952,300株	2,294,514,500	1,147,257,250
一般募集	-	-	-
計（総発行株式）	19,952,300株	2,294,514,500	1,147,257,250

(注) 1. 第三者割当の方法により割り当てます。なお、発行価額の総額2,294,514,500円の全額を金銭以外の財産の現物出資による方法（デット・エクイティ・スワップ）で割り当てます。

2. 発行価額の総額は、会社法上の払込金額の総額であり、資本組入額の総額は会社法上の増加する資本金の額の総額であります。また、増加する資本準備金の額の総額は1,147,257,250円であります。

3. 金銭以外の財産の現物出資の目的となる財産の内容は、A.P.F.Group Co.,Ltdが当社に対して保有する金銭債権の元本1,155,000,000円（3億5千万円）（平成27年9月30日の換算レート1円＝3.30円で計算）及び、1,139,529,000円（9百30万ドル）（平成27年11月12日の換算レート1ドル＝122.53円で計算）の合計2,294,529,000円に合わせた2,294,514,500円であります。

当社は、平成27年8月21日に、A.P.F.Group Co.,Ltdから金銭消費貸借契約により借り入れた元本金

1,155,000,000円の債務及び、平成27年11月12日に、A.P.F.Group Co.,Ltdから金銭消費貸借契約により借り入れた元本金1,139,529,000円の債務があり、これの合計2,294,529,000円の債務に不足のないよう調整したものです。

(2) 【募集の条件】

発行価格（円）	資本組入額（円）	申込株数単位	申込期間	申込証拠金（円）	払込期日
115	57.5	100株	平成27年12月2日(水)	-	平成27年12月3日(木)

(注) 1. 第三者割当の方法により行うものとし、一般募集は行いません。なお、発行価額の総額の全額を金銭以外の財産の現物出資による方法で割当てます。

2. 発行価格は会社法上の払込金額であり、資本組入額は会社法上の増加する資本金の額であります。

3. 申込みの方法は、申込期間に後記申込取扱場所へ申し込みをし、金銭以外の財産を出資の目的としているため、発行価額の総額となり現物出資の目的となる金銭債権を払込期日付で充当する旨を記載した株式申込証の提出するものとします。

4. 上記株式を割り当てた者から申し込みがない場合は、本普通株式に係る割当は行われなないこととなります。

(3) 【申込取扱場所】

店名	所在地
昭和ホールディングス株式会社 本社	千葉県柏市十余二348番地

(4) 【払込取扱場所】

金銭以外の財産を出資としているため、該当事項はありません。

3 【株式の引受け】

該当事項はありません。

4 【新規発行新株予約権証券】

(1) 【募集の条件】

発行数	5,920個（新株予約権 1 個につき、1,000株）
発行価額の総額	6,606,720円
発行価格	新株予約権 1 個当たり1,116円（1株当たり1.116円）
申込手数料	該当事項はありません。
申込単位	1 個
申込期間	平成27年12月 2 日（水）
申込証拠金	該当事項はありません。
申込取扱場所	昭和ホールディングス株式会社 本社 千葉県柏市十余二348番地
割当日	平成27年12月 3 日（木）
払込期日	平成27年12月 3 日（木）
払込取扱場所	株式会社みずほ銀行 京橋支店 東京都中央区京橋二丁目 7 番19号

- (注) 1. 金融商品取引法に基づく効力発生を条件とします。
 2. 平成27年11月16日（月）開催の取締役会決議によります。
 3. 振替機関の名称及び住所は次のとおりです。
 名称：株式会社証券保管振替機構
 住所：東京都中央区日本橋茅場町二丁目 1 番 1 号

(2) 【新株予約権の内容等】

新株予約権の目的となる株式の種類	昭和ホールディングス株式会社 普通株式 完全議決権株式であり権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。なお、当社単元株式数は100株です。
新株予約権の目的となる株式の数	<p>(1) 本新株予約権の目的である株式の種類及び総数は、当社普通株式5,920,000株とする。本新株予約権1個当たりの目的となる株式数（以下「付与株式数」という。）は、当社普通株式1,000株とする。但し、下記(2)に定める付与株式数の調整を行った場合、新株予約権の目的となる株式数は、調整後付与株式数に新株予約権の総数を乗じた数に調整されるものとする。</p> <p>(2) 付与株式数は、新株予約権を割り当てる日(以下「割当日」という。)後、当社が株式分割（普通株式の無償割当を含む。以下同じ。）又は株式併合を行う場合は、次の算式により調整されるものとする。但し、かかる調整は、当該時点で行使されていない新株予約権の付与株式数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。</p> <p>調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割又は併合の比率</p> <p>尚、上記のほか、割当日以降、当社が合併、会社分割、株式交換又は株式移転（以下「合併等」という。）を行う場合、その他付与株式数の調整が必要な場合には、当社は、合併等の条件等を勘案の上、合理的な範囲で付与株式数を調整するものとする。但し、下記「新株予約権の行使時の払込金額」に定める付与株式数の調整を行った場合、新株予約権の目的となる株式数は、調整後付与株式数に新株予約権の総数を乗じた数に調整されるものとする。</p>
新株予約権の行使時の払込金額	<p>新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 新株予約権1個当たりの行使に際して出資される財産の価額は、その行使により交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額（以下「行使価額」という。）に付与株式数を乗じた金額とする。</p> <p>行使価額は、115円とする。</p> <p>尚、割当日以降、以下の事由が生じた場合は、行使価額をそれぞれ調整する。</p> <p>当社が株式分割又は株式の併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。</p> $\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割又は併合の比率}}$ <p>当社が時価を下回る価額で新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使による場合を除く。）は、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。</p> $\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$ <p>上記算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式の数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」と読み替えるものとする。</p> <p>当社が合併または会社分割を行う等、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合併または会社分割の条件等を勘案の上、合理的な範囲で行使価額を調整するものとする。</p>
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額	687,406,720円 (注) 新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した新株予約権を消却した場合には、新株予約権の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額は減少する。

新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	<p>(1) 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式1株の発行価格 本新株予約権の行使により交付する当社普通株式1株の発行価格は、行使請求に係る本新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の総額に、行使請求に係る本新株予約権の発行価額の総額を加えた額を、別記「新株予約権の目的となる株式の数」欄記載の株式の数で除した額とする。</p> <p>(2) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記に記載の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。</p>
新株予約権の行使期間	平成27年12月4日（金）～平成28年12月3日（土）
新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所	<p>(1) 新株予約権の行使請求の受付場所 昭和ホールディングス株式会社 総務部 千葉県柏市十倉二348番地</p> <p>(2) 新株予約権の行使請求の取次場所 該当事項はありません</p> <p>(3) 新株予約権の行使請求の払込取扱場所 株式会社みずほ銀行 京橋支店 東京都中央区京橋二丁目7番19号</p>
新株予約権の行使の条件	<p>(1) 各本新株予約権の一部行使はできないものとする。</p> <p>(2) 新株予約権の割当を受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、権利行使時においても当社の株主の地位にあることを要し、その地位を喪失した場合は、本新株予約権は失効する。</p>
自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件	<p>(1) 当社の株主総会において、当社が吸収合併消滅会社または新設合併消滅会社となる合併契約書承認の議案、当社が株式交換完全子会社となる株式交換契約書承認の議案または当社が株式移転完全子会社となる株式移転計画承認の議案等が承認され、かつ、当社が取締役会決議により本新株予約権の取得を必要と認めて一定の日を定め、当該日が到来したときは、当該日に、当社は本新株予約権を1個当たり830円で取得することが出来る。</p> <p>(2) 新株予約権者が権利を行使する条件に該当しなくなった場合は、当社は本新株予約権を1個当たり1,116円で取得することが出来る。</p> <p>(3) 当社は、本新株予約権の取得が必要と当社取締役会が決議した場合は、本新株予約権の割当日から6ヶ月を経過した日以降、会社法第273条の規定に従って通知をしたうえで当社取締役会で定める取得日に本新株予約権の全部又は一部を取得することができる。</p>
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとする。
代用払込みにに関する事項	該当事項はありません。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	該当事項はありません。

(注) 1. 本新株予約権の行使請求の方法

(1) 本新株予約権の行使を請求しようとする新株予約権者は、所定の行使請求書に、行使請求しようとする本新株予約権を表示し、請求の年月日等を記載してこれに記名押印した上、上記表中「新株予約権の行使期間」欄記載の行使期間中に上記表中「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」記載の行使請求の受付場所に提出するものとします。なお、行使請求の受付場所に対し行使請求に要する書類を提出した者は、その後これを撤回することはできないこととします。

(2) 本新株予約権の行使請求の効力は、行使請求に必要な全ての書類が、不備なく上記表中「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄記載の「新株予約権の行使請求の受付場所」に提出され、且つ当該本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額が上記表中「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄第3項に定める口座に入金された日に発生するものとします。

2. 株式の交付方法

当社は、行使請求の効力発生後速やかに、社債、株式等の振替に関する法律（平成13年法律第75号。以下「振替法」という。）及びその他の関係法令に基づき、本新株予約権者が指定する口座管理機関の保有する振替口座簿の顧客口へ増加の記録を行うことにより株式を交付するものとします。

3. 新株予約権証券の発行

当社は、本新株予約権に係る新株予約権証券を発行しません。

4. その他

当社は、本新株予約権の行使請求の効力発生後速やかに振替法第130条第1項に定めるところに従い、当社普通株式を取り扱う振替機関に対し、当該本新株予約権の行使により交付される当社普通株式の新規記録情報を通知します。

(3) 【新株予約権証券の引受け】

該当事項はありません。

5 【新規発行による手取金の使途】

(1) 【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額（円）	発行諸費用の概算額（円）	差引手取概算額（円）
687,406,720	22,000,000	665,406,720

(注) 1. 払込み金額の内訳は、新株予約権発行によるもの6,606,720円、新株予約権行使によるもの680,800,000円です。

2. なお、上記払込金額の総額以外に金銭以外の財産の現物出資によるものが2,294,514,500円相当あり、それについては、現金による払込みはありません。

3. 発行諸費用の内訳は、登記費用8,500,000円、第三者からの意見書作成費用2,500,000円（原口総合法律事務所、東京都港区虎ノ門3-11-9 シュミット虎ノ門ビル3階、弁護士、原口昌之氏）、第三者からの意見書作成費用2,500,000円（株式会社グローバル・パートナー・コンサルティング、東京都千代田区六番町2-8番町Mビル3F、公認会計士・税理士、取締役 西片 大氏）、新株予約権算定費用2,100,000円（株式会社ヴァーリック・インベストメント・アドバイザー、東京都港区、代表者 小幡 治氏）、証券事務費用2,000,000円、割当予定先の実態調査のための現地視察費用1,400,000円、その他諸経費3,000,000円などがあります。

4. 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。

(2) 【手取金の使途】

今回の募集金額の合計は2,981,921,220円ですが、株式募集につきましては借入金1,155,000,000円（3億5千万円）及び、1,139,529,000円（9百30万ドル：平成27年11月12日の換算レート1ドル=122.53円で計算）の合計2,294,529,000円に合わせた2,294,514,500円を現物出資の目的としております（詳細は、2 [株式募集の方法及び条件] (1) [募集の方法] 及び（注）3 . を参照ください。）ので、払込金額の総額は687,406,720円となります。これに現物出資の2,294,514,500円合わせた2,981,921,220円より、発行諸費用の概算額22,000,000円を差し引いた2,959,921,220円の使途は以下の通りになります。

具体的な使途	金額（百万円）	支出予定時期
ファイナンス事業への出資及び貸付 （新株予約権の行使費用）	2,211	平成27年8月 ～ 平成27年11月
食品事業への出資及び貸付 （製造設備整備費用）	100	平成27年11月 ～ 平成28年3月
ゴム事業への出資及び貸付 （製造設備整備費用）	200	平成28年3月以降
スポーツ事業への出資及び貸付 （新規テニススクール開設費用）	200	平成27年11月 ～ 平成28年12月
リゾート事業への出資 （マーケットリサーチ費用）	50	平成28年6月以降
コンテンツ事業への出資 （増加運転資金）	100	平成27年11月 ～ 平成28年3月
IFRS対応、連結決算体制整備費 （増加運転資金）	98	平成27年12月 ～ 平成28年9月
合計	2,959	

当社は、エクイティーファイナンスによる資金調達につきましては、当社の財務基盤の安定のみならず、調達した資金の使途から得られるメリットが、当社の企業価値の向上に寄与することが重要だと考えております。

この度の資金調達につきましては、

中期経営計画「アクセルプラン2015」は、これまでの「アクセルプラン2012」の方針を踏襲し更に発展させるといった当社の実態に見合った計画であり、この計画の遂行に資金を投下し、これを達成することで、当社グループの企業価値を飛躍的に拡大できると考えられること。

ファイナンス事業のASEANでのビジネスは、地域の特性やタイミングなど適切にとらえ堅実に成長をしている。この度の資金調達では同事業に対し調達金額の多くを投資することとしているが、当事業は当社グループの収益の柱であり、同事業へ投資することは、もっとも確実性が高く、当社グループの企業価値向上の寄与できると考えられること。

の2点に集約されます。

につきましては、当社は、今年6月に中期経営計画「アクセルプラン2015 ギア2「加速」」でも公表しております通り、ASEAN地域での売上及び収益を伸ばしていくことに注力することで企業価値を高めていくことが経営戦略の根幹となっております。これは振興著しいASEAN経済の成長を、事業展開のパートナーであるA.P.F.Group Co., Ltdの協力を得てローリスクで当社グループの成長に積極的に取り込んでいくことを意味しております。これまで平成24年3月期には当社グループの総売上に対するアジア地域における売上の締める割合が20%であったものが、平成27年3月期に28%まで上昇しております。更に中期経営計画「アクセルプラン2015」が完結する平成30年3月期には72%に達する見込みです。当社といたしましては、これからもアジア・ASEAN展開に向け戦略的な投資的費用を投下し、中期経営計画を達成することで企業価値を高めていくことができるものと考えております。

につきましては、現在当社は、グループの主要事業であるファイナンス事業を、タイ王国証券取引所に上場をしているGroup Lease PCLを通じてASEAN各国に展開しております。

ファイナンス事業は、当社グループの中で最も収益を稼ぎ出す事業で急速に成長を続けており、平成26年3月期には816百万円（当社連結報告セグメント利益（1,081百万円）に占める割合75.50%）、平成27年3月期には999百万円（当社連結報告セグメント利益（1,236百万円）に占める割合80.86%）となっており、さらに平成28年3月期第1四半期におきましては、1四半期で既に469百万円（当社連結報告セグメント利益に占める割合87.03%）の収益を上げ、当社グループにとって益々不可欠な事業となっております。

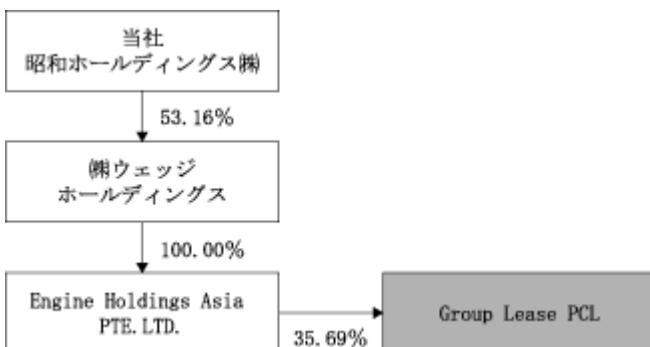
同事業は、タイ王国におけるオートバイファイナンス事業の拡大を皮切りに、カンボジア王国へ進出し、同国において新たに農機具のファイナンス、太陽光パネルファイナンスにも事業を拡げ、これまで起業準備をしておりましたラオスにおきましては、マイクロファイナンスビジネスのライセンスも取得し、本年から既にラオスでのビジネスを展開してきており、更に現在もASEAN近隣諸国において、ファイナンス事業を展開する機会を窺っております。

このように、ファイナンス事業が非常に高収益で、安定的に成長していると見られ、今後ますます成長し当社グループに対し多大な収益をもたらすものと考えられますので、当社がファイナンス事業に資金を投下し、また、ファイナンス事業を行う連結子会社Group Lease PCLの持株比率を維持・向上させることにより、同事業がASEAN全域で事業展開することを通じ、当社グループの更なる収益拡大及び企業価値拡大に寄与するものと考えております。

中期経営計画を進めるにあたり、主要事業では、中期計画達成に向けた事業展開資金が必要となっており、上記、事業ごとの概要が以下の通りとなります。

ファイナンス事業（約22億1千1百万円）

当社グループにおいて、ファイナンス事業は、タイ証券取引所に上場しているGroup Lease PCLが主体となって進めております。当社は、当社の連結子会社株式会社ウェッジホールディングス（当社持株比率53.16%：平成27年6月30日時点）の連結子会社Engine Holdings Asia PTE.LTD.（株式会社ウェッジホールディングスの持株比率100%：平成27年6月30日時点）が、Group Lease PCLの株式を35.69%保有（平成27年6月30日時点）していること、Group Lease PCLの意思決定機関（取締役会）の議席の過半を所有していること、Group Lease PCLの株主のうち、議決権を行使しない株主の存在等により、連結対象とする実質基準を満たし、Group Lease PCLを当社の連結子会社としております。当該持株の状況を図解いたしますと以下の通りとなります。



また、当社グループは上記記載のEngine Holdings Asia PTE.LTD.がGroup Lease PCLの株主割当により新株予約権を保有しており、その数は133,657,649個（普通株式133,657,649株分。Group Lease PCLの発行済み株式総数に占める割合は11.86%：平成27年6月30日時点）となります。

なお、Group Lease PCLの株主割当により発行した新株予約権の概要は以下の通りです。

発行日	2013年12月2日
新株予約権の発行個数	341,568,986個（普通株式341,568,986株）
行使価格	10パーツ
行使期限	発行日から2年を超えない。

(当該新株予約権につきましては、Group Lease PCLが同社ホームページ及び、タイ証券取引所のホームページにて公表しております。詳細につきましては、次のURLをご確認ください。

(<http://gl.listedcompany.com/newsroom/20131128-GL-SET01-EN.pdf>)

ファイナンス事業におきましては、現在の当社グループの最大の収益力の源泉であり、今後も引き続きもっとも注力して行かなければならない事業だと認識しております。同事業は、タイ王国におけるオートバイファイナンス事業の拡大を皮切りに、カンボジア王国へ進出し、同国において新たに農機具ファイナンス、太陽光パネルファイナンスにも事業を拡げ、これまで起業準備をしておりましたラオスにおきましては、平成27年(2015年)5月14日にラオス中央銀行よりファイナンスリースのライセンスを取得し本年から既に同ビジネスを展開しております。

(ラオスでのファイナンスリースのライセンスの取得に関し、ラオスにおける事業開始及び同事業のオープニング式典について、連結子会社の株式会社ウェッジホールディングスが平成27年(2015年)5月21日付でホームページ上に公表しておりますので、詳細につきましては次のURLをご参照ください。

(http://www.wedge-hd.com/cms_v2/assets/files/NEWS/2015/p20150521_1.pdf)

このようにファイナンス事業は急速にASEAN地域において事業拡大をしており、事業拡大に伴い営業貸付金の増加に伴う増加運転資金を要しており、加えて、

- ・既存進出国内における営業拠点の拡大整備
- ・既存進出国内でのファイナンス事業を行う企業のM&A
- ・ASEAN地域新規進出予定国でのファイナンス事業を行う企業のM&A
- ・ASEAN地域新規進出予定国での起業準備及び営業拠点の設置
- ・新たにファイナンスを行う商品の開発

等の活動を、複数の国々で同時並行的に稼働させ、さらに成長を加速させるべく最善を尽くしております。ファイナンス事業におきましては、現状でもインドネシアにおいてM&Aや業務提携を通じて、ファイナンスビジネスの拡大を行うプロジェクトが稼働しております。

このように、ファイナンス事業の展開には多額の資金が必要となっており、連結子会社Group Lease PCLは上記記載の株主割当により新株予約権を発行しておりますので、当該予約権が行使されることで資金調達を行うことが可能となっております。当社グループといたしましても連結子会社Engine Holdings Asia PTE.LTD.を通じてGroup Lease PCLの新株予約権を133,657,649個(普通株式133,657,649株分、Group Leaseの発行済み株式の10.26%：平成27年6月30日時点)保有しており、この新株予約権を行使するには4,410百万円(行使価額10パーツ。1パーツ当たり3.3円で試算)の資金が必要となります。Group Lease PCLの当社以外の株主が当該新株予約権を行使し、当社が行使をしないということとなりますと、当社のGroup Lease PCLの持株比率は、35.69%(平成27年6月30日時点)から31.52%(平成27年6月30日時点)まで下がることが見込まれ、当社グループにとって、連結決算上取り込みできる利益の割合が減少することや、Group Lease PCLが連結子会社の範囲内となるかどうかということについて再考を行わなければならないリスクがあります。当社といたしましては、これらのリスクを回避し、Group Lease PCLの事業展開資金を獲得することを目的として、手元資金の一部(16億円)とこの度の資金調達(22.11億円)を併せて合計38.11億円の新株予約権の行使ができるよう、連結子会社の株式会社ウェッジホールディングスを通じて、Engine Holdings Asia PTE.LTD.に貸付を行い、Group Lease PCLの新株予約権の行使を行う予定です。

また、この計画を遂行する上で、平成27年9月30日の当社第2四半期末時点においても連結決算上、Group Lease PCLの利益の取り込み割合をより多く取り込むことを目的に、既に、平成27年9月30日現在では、手元資金1,600百万円に加え、A.P.F.Group Co.,Ltdから3億5千万円（平成27年9月30日現在、1円当たり3.3円で計算し11.55億円）の資金調達（借入）を行い、その資金を株式会社ウェッジホールディングスに貸付し、さらに株式会社ウェッジホールディングスがEngine Holdings Asia PTE.LTD.に貸付を行うことで、当該資金をGroup Lease PCLの新株予約権の行使に充当し、Group Lease PCLの普通株式の追加取得を行っております。その結果、現在のEngine Holdings Asia PTE.LTD.のGroup Lease PCLの持株数は、平成27年（2015年）6月30日と比較し、81,912,000株（Group Lease PCLの発行済み株式の6.29%：平成27年9月30日時点）増加しております。

また、Group Lease PCLの新株予約権の行使期限の都合上、今月中には同社の新株予約権の行使の払込を行わなければならないという事情から、平成27年11月12日に、さらにA.P.F.Group Co.,Ltdから9.3百万米ドル（1米ドル当たり122.53円で計算し11.39億円）の追加融資を得て、そのうち、8.9百万米ドル（1米ドル当たり122.53円で計算し、10.90億円）をこれまでと同様の形で投資し、31,745,649個のGroup Lease PCLの新株予約権の行使を行い、同数の普通株式（Group Lease PCLの発行済み株式の2.44%：平成27年11月12日時点）を取得することを検討しております。

以上のように、本第三者割当増資等を含め、取りうる限りの手段を講じてGroup Lease PCLの新株予約権の行使資金を捻出し、Group Lease PCLの新株予約権の行使に充当することで11月末までには可能な限り行使を行いEngine Holdings Asia PTE.LTD.のGroup Lease PCLの持株比率引き上げを行います。このことにより、Engine Holdings Asia PTE.LTD.の持株比率は変動することとなりますが、Engine Holdings Asia PTE.LTD.以外のGroup Lease PCLの新株予約権者の行使の動向を正確に予測することは事実上不可能であり、平成27年12月には当該新株予約権の行使期間が終了し、新株予約権の行使が原因となるGroup Lease PCLの持株比率の変動は収束するものと考えられますので、それ以後の決算には正確な持株比率をもって当社グループの連結決算を確定させ公表いたします。また、当社グループの平成28年3月期の連結業績予想に与える影響につきましても同様でありますので、平成27年12月以降、業績予想に影響を与える事項が発生した場合には、速やかにお知らせいたします。

尚、上記に記載いたしました、当社が株式会社ウェッジホールディングスに対し融資している、16億円（平成27年8月21日契約）、3.5億円（平成27年8月21日契約、1円当たり3.3円で計算し11.55億円）、8.9百万円USD（平成27年11月12日契約・1米ドル当たり122.53円で計算し10.90億円）につきましても、株式会社ウェッジホールディングスへの第三者割当増資の引受（現物出資）という形で返済を受けることを予定しております。

以上の目的で当社はファイナンス事業に対し、当社から株式会社ウェッジホールディングスへの出資を通じて、Group LeasePCLの新株予約権の行使といった形で資金を投下して参ります。

食品事業（約1億円）

当社グループにおいて、食品事業は、主に明日香食品株式会社（当社が同社の株式を実質49%保有しております）、日本橋本町菓子処株式会社（当社が同社の株式を実質49%保有しております。）、株式会社明日香食品（明日香食品株式会社が同社の株式を100%保有しております。）の3社が主体となって進めており、明日香食品株式会社、日本橋本町菓子処株式会社、株式会社明日香の3社（以下3社を「明日香食品等」といいます。）は当社が実質49%の支配する持分法適用関連会社となります。

食品事業につきましては、日本国内で主要な大手小売り業者を顧客とした和菓子の製造販売を行っており、明日香食品等は、本年からは地方農業の活性化と食品安全性を高めることを目指し、生産者と一体となった製造と販売を展開しております。現在発売中の能登街道シリーズは、当該施策の第一弾となり、能登の食材を使用し能登の生産者の皆様と直接対話しながら作り上げた商品で、明日香食品等の和菓子作りを体現したシリーズとなり、お取引先様及びお客様から好評をいただいております。また、和菓子は、現在健康ブームからトランス脂肪酸フリーの甘味ということで注目されており、アジア諸国から明日香食品等に対し、商品供給の引き合い等のお声をいただいております。当社といたしましても、明日香食品等は日本国内に留まる事なく、当社グループのASEANでのネットワークを活用し、海外展開準備を進めるのと同時に、単純に日本で製造をしている和菓子を諸外国に持ち込むのではなく、海外各国の皆様の口にあった甘味をお届けできるよう商品の開発準備を進めております。一方、明日香食品等は、日本国内でも、医療関連機関とも連携し少子高齢化及び成人病予防並びに生活習慣予防に対応した商品の開発準備を予定しており、これらをもって、売上及び収益を拡大できるよう最善を尽くしております。

食品事業といたしましては以上の施策を進めて参りますが、それらを進めるにあたり、明日香食品等の生産施設の老朽化への対応、並びに新規製品の開発製造を行う為、生産設備のメンテナンスと増強を行う必要があり、具体的には、大阪府八尾市にある明日香食品株式会社の生産工場の生産設備に関しては、予算を5千万円として平成27年11月から平成28年3月までの間に順次メンテナンスと増強を行うものとし、千葉県野田市にある株式会社明日香の生産工場の生産設備に関しては、予算を5千万円として平成27年11月から平成28年3月までの間に順次メンテナンスと増強を行うものとします。これらを行うことを目的として、当社から明日香食品株式会社に対する追加出資、及び貸付といった形で資金を投下して参ります。

ゴム事業(約2億円)

当社グループにおいて、ゴム事業は、主に、当社が100%株式を保有する連結子会社昭和ゴム株式会社、及び当社が90%株式を保有するShowa Rubber Malaysia Sdn.Bhd.が主体となって進めております。ゴム事業は、当社の創業事業であり、日本国内におきましては昭和ゴム株式会社がゴム産業消費材の製造、施工、販売を行っております。昭和ゴム株式会社の置かれている環境といたしましては、日本国内においては昭和ゴム株式会社のライニング技術が必要となる化学・食品などのプラント工場の新設が停滞し、昭和ゴム株式会社の製品が組み込まれ稼働する会社の製造部門が海外へ移転するなど当社のゴム事業が必要とされる産業分野の成長は鈍化しているのが実情です。

一方、ASEAN地域におきましては、当社のゴムライニング技術が必要となる化学・食品などのプラント工場の新設は、現在でも数多く進んでおり、また、その経済成長の堅調さから、当社のゴム製品が組み込まれる産業用設備機械などの需要も旺盛です。当社といたしましては、昭和ゴム株式会社のゴム事業の業績拡大にASEANの堅調な経済成長を取り込む為、ASEAN地域における活動拠点を広げ、現在では、マレーシアとタイ王国に製造及び営業拠点を置き、ベトナム、インドネシア、中国に営業拠点を配置して、営業活動を活性化しており、日本の昭和ゴム株式会社からは製品の製品やノウハウの供給を行っております。また日本国内でのゴム事業におきましても製造・生産に頼る経営から、知識集約的な経営に転換を図り、原材料や品質、製造方法等知財及びノウハウを最大限に活用して、経常的に収益が確保できる体制に転換を図ります。ゴム事業といたしましては、以上の施策を推進し業績改善を図って参りますが、ゴム関連製品の製造や施工並びに、原材料の品質・製造方法等の知財及びノウハウの試験研究の拠点となる昭和ゴム株式会社の千葉県柏市の製造工場の各設備が老朽化しており、昭和ゴム株式会社がこれらの機能を果たす為には、その生産設備の整備や更新を行う必要が出てきております。従いまして、昭和ゴム株式会社の老朽化している千葉県柏市の製造工場の製造設備の整備費用として資金が必要となっておりますので、予算を2億円として平成28年3月から設備の整備と更新を行うことを目的として、当社から昭和ゴム株式会社に対し追加出資及び貸付といった形で資金を投下して参ります。

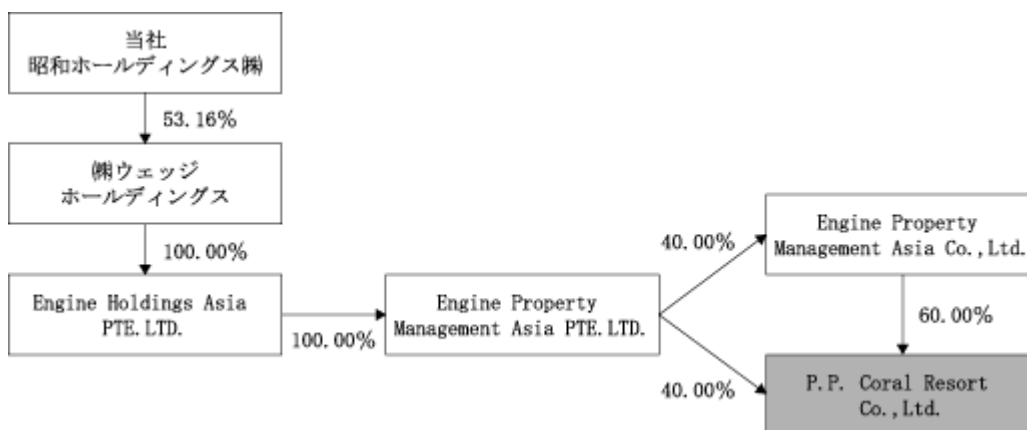
スポーツ事業(約2億円)

当社グループにおいて、スポーツ事業は、当社が100%株式を保有する連結子会社株式会社ルーセントが主体となって進めております。スポーツ事業は、株式会社ルーセントが、「ルーセント」ブランドで、ウェア、グッズ等のスポーツ用品の製造、及び、ソフトテニスボールの製造販売、スポーツ施設の工事請負、テニススクールの運営等を行っております。特にソフトテニスボールの製造販売では、当社創業期以来110年以上継続しており、株式会社ルーセントはソフトテニスボールの製造販売国内シェアの55%超を有していると考えております。平成21年5月からは硬式テニス分野に再進出し、大阪で1拠点、奈良で1拠点のテニススクールの運営再生事業を行っております。スクールの受講生の増加等堅調に推移しております。現在も株式会社ルーセントは、新たな営業拠点(テニススクール)を開設する為の活動を行っております。また、現在では得意とするテニス分野では、テニススクールの運営、ウェア及び小物の販売を中心にASEAN地域への事業展開も試みております。一方、スポーツウェア及び小物を取り扱う自社ブランド「ルーセント」は、これまでテニス分野の商品のみを取り扱って参りましたが、平成26年4月から卓球分野に新規参入しました。ルーセントウェアは、デザインを一新し、従来のスポーツウェアに無い色合い、デザイン等斬新なコンセプトを掲げ、これからも挑戦を続けて参ります。

現在、株式会社ルーセントにはテニススクールの運営事業者及び個人から、後継者難、経営不振等といった理由から同事業を株式会社ルーセントに対し、譲渡又は運営委託等行いたいといった相談が持ち込まれております。スポーツ事業としましては、株式会社ルーセントにおいて現在行っているテニススクールの運営再生事業が堅調に推移しているといったことから、株式会社ルーセントに持ち込まれているテニススクールの譲渡又は運営委託といった案件を精査及び引受を行うことで、株式会社ルーセントの事業を拡大し、業績向上に繋げて行きたいと考えております。以上の通り株式会社ルーセントには、テニススクールの運営再生事業(テニススクールの買収、及び業務委託によるクラブ運営受託等)を行うための事業資金が必要となっておりますので、買収費用に関する予算を1億5千万円として平成27年11月から平成28年12月までの間に使用するものとし、新たなクラブ運営費用に関する予算を5千万円として平成27年11月から平成28年12月までの間に使用するものとし、これらを行うことを目的として、当社から株式会社ルーセントに対し追加出資及び資金の貸付といった形で資金を投下して参ります。

リゾート事業(約5千万円)

当社グループにおきましては、リゾート事業は、P.P. Coral Resort Co.,Ltd.が主体となって進めております。当社は、当社の連結子会社株式会社ウェッジホールディングス(当社持株比率53.16%)の連結子会社Engine Holdings Asia PTE.LTD.(株式会社ウェッジホールディングスの持株比率100%)が、その発行済株式の100%を保有しているEngine Property Management Asia PTE.LTDが、P.P. Coral Resort Co.,Ltd.の株式の40%を保有していること、並びに、上記記載のEngine Property Management Asia PTE.LTD.が、その発行済株式の40%を保有しているEngine Property Management Asia Co., Ltd.が、P.P. Coral Resort Co.,Ltd.の株式の60%を保有することで持分法適用関連会社としております。当該持株の状況を図解いたしますと以下の通りとなります。



主にリゾート事業につきましては、P.P. Coral Resort Co.,Ltd.が、現在、タイ王国のプーケット沖にあるピピ島北部高級リゾートエリアで「Zeavola Resort」を運営しております。同リゾートは長期滞在側のリゾートとして多くの宿泊客の皆様からご支持をいただいております。昨年はブティックホテルに特化した国際的な賞「World Best Sustainable Boutique Hotel 2014」を受賞いたしました。(「Boutique Hotel Award2014」につきましては、次のURL(平成26年11月19日付当社PR)をご参照ください。

http://www.wedge-hd.com/cms_v2/assets/files/NEWS/2014/p20141119.pdf)

リゾート事業では、「Zeavola」ブランド力を更に高め、アジア全域でホテルの物件の所有者から、ホテルの運営の受託を行い、「Zeavola」ブランドで、ホテルの営業展開を進めて行くといった、ブランドマネジメント展開を進めて参ります。リゾート事業を推進するP.P. Coral Resort Co.,Ltd.では、今後上記に記載したようなブランドマネジメント展開を進めるにあたり、調査・検討の為に投資的費用が必要と考えておりますので、予算を5千万円として平成28年6月から調査を行うことを目的として、当社から株式会社ウェッジホールディング等を通じ、P.P. Coral Resort Co.,Ltd.に対する追加出資と言った形で資金を投下して参ります。

コンテンツ事業（約1億円）

当社グループにおきましては、コンテンツ事業は、当社がその発行済株式のうち53.16%を保有する株式会社ウェッジホールディングス（東京証券取引所JASDAQ市場上場）が主体となって進めております。コンテンツ事業につきましては、現在日本国内においてアニメ、ゲーム、電子書籍などのコンテンツの作成、商品全体の企画・製作・請負を、株式会社ウェッジホールディングスが行っております。株式会社ウェッジホールディングスは、100%連結子会社のEngine Holdings Asia PTE.LTD.を通じて、平成25年10月にタイ王国に子会社WAKUDOKIを設立し、日本のアニメ・ゲーム・電子出版などのコンテンツの多言語化と、それらを取り扱う企業がASEANで事業展開を行う際のサポート事業の企業化の準備を進めております。当該コンテンツ事業につきましては日本国内においては堅調に推移しており、今年9月19日に発売されたトレーディングカードゲーム「ICカードダス ドラゴンボール」におきましても、株式会社ウェッジホールディングスは、その制作の企画段階から参画し、ワンストップで既存コンテンツを新たな製品に仕上げることができるといった同業他社に無いサービスを有しております。昨年ASEAN各国において日本のゲームやアニメといったコンテンツの人気が高まっていることから、日本政府におきましても「Cool Japan」と銘打ち、アニメやゲームといった日本のコンテンツを積極的に海外に売り込む施策を打ち出しており、補助金制度の設置等で、その成長を後押ししております。こういった背景もあり、株式会社ウェッジホールディングスにもASEAN各国から日本のアニメに関するイベントの企画運営依頼を数多くいただいております。現在複数国でそのプロジェクトも稼働しております。さらに、日本国内におけるコンテンツ事業につきましても、株式会社ウェッジホールディングスは、上記に記載させていただいたようなトレーディングカードゲームの企画開発等依頼を受け、大型のプロジェクトが重なっております。これらの大型のプロジェクトでは、企画段階から資金回収まで半年も期間がかかるケースが出てきております。こういった場合でも人件費や外注費他といった必要費用は、資金回収に先立ち発生して行きますので、このような事業を数多くこなす為には、事業拡大に見合うよう増加運転資金が必要となっており、予算を1億円として平成27年11月から平成28年3月までの間に新たな人件費と外注費として使用することを目的として、当社から株式会社ウェッジホールディングスに対しましては、追加出資という形で資金を投下して参ります。

IFRS対応、連結決算体制整備費（約9千8百万円）

当社グループにおきましては、各事業において、ASEAN地域での事業展開を積極的に進め、ASEANの経済成長を当社グループの成長に取り込んでいくことが重要な目的の一つとなっております。

現在（平成27年（2015年）3月期実績）では、日本、マレーシア、シンガポール、タイ、カンボジアの5ヶ国で、11社の企業を連結しておりますが、これ以外にも、インドネシア、ラオス、ベトナム、中国と既に事業展開を行っている地域があり、さらに、これらの事業の進出各国の中でも複数の事業が立ち上がっております。このような状況を踏まえ、さらに当社グループの連結決算に取り込む国と、企業が増加することが想定され、これらの事業拡大を支える為に、当社の連結決算体制の整備は非常に重要であると考えております。

また、当社グループの海外売上割合の急増、及び、海外で稼ぎ出す収益の拡大を背景として、海外投資家の皆様からの当社グループに係る照会も増えております。投資家の要望に応え、国内外の企業との企業業績や財政状況の比較検討を容易にし、当社の公正な評価をお知らせできるようにすることは、投資家のみならず、既存の当社の株主の皆様の利益に資するものと考え、IFRSの導入を検討しております。

特に、当社は、タイ、及び日本の株主市場に上場する子会社の株式を平成27年9月30日時点で66.4億円保有しております。これらの時価は、平成27年9月30日時点で287.6億円となり、221.1億円の含み益を有しております。また、当社は、平成27年3月31期の連結損益計算書上で、0.4億円の「のれん」を償却（費用化）しており、未償却の「のれん」は7.5億円にも上ります。これら多額の含み益や、「のれん」に関しましては、現状の日本国内の会計基準に適合させた計上方法では、国内外で投資を行う投資家には非常にわかりにくいとのご要望を受けておりますので、これを解消していきたいと考えております。

これらを行う為、コンサルティングや人材の確保するための費用が必要となっておりますので、コンサルティングに関する予算を5千万円として平成27年12月から平成28年9月までの間に使用するものとし、新たな人材を確保する費用等に関する予算を4千8百万円として平成27年12月から平成28年9月までの間に使用するものとして、当社が直接費用を支出していきたいと考えております。

以上のように当社といたしましては、当社グループの主要6事業において本中期経営計画を達成するためには、各事業において事業資金(合計約29.6億円)が必要であると判断したことから、この度の資金調達を行うことを決定いたしました。

なお、この度の資金調達は新株予約権によるものでありますので、行使期間内に行使が予定通り行われず、調達見込額に満たなかった場合の使用順位につきましては、各事業における事業の進捗度合等その時の状況に応じ判断して参ります。また、同時に資金調達方法を再考し、一時的には手元の資金を使いながら中期経営計画の遂行を続け、その後中期経営計画の達成に必要な資金の獲得方法を検討して参ります。

また、当社は、ファイナンス事業を行うGroup Lease PCLに対し、増加運転資金を供給すること、並びに、平成27年(2015年)9月末で株式会社ウェッジホールディングスの平成27年(2015年)9月期決算及び当社の平成28年(2016年)3月期第2四半期決算の確定が控えており、その時点で当社グループ以外のGroup Lease PCLの新株予約権者の行使により、どの程度当社グループのGroup Lease PCLの持株比率が下落するか予測つかないという事情から、当社には予めGroup Lease PCLの持株比率を高めておきたいという意向がありました。上記に記載させていただきました通り、当社グループでは、金融機関からの資金調達は大変難しい状況でありましたので、本第三者割当増資の割当予定先であるA.P.F.Group Co.,Ltdに対し融資依頼をし、3億5千万パーツ(平成27年9月30日現在、1パーツ当たり3.30円で試算し日本円で約11.55億円、借入日平成27年8月21日、期間12ヶ月、金利3%)の借入を行い、当社は、その資金を株式会社ウェッジホールディングスに貸付を行い、株式会社ウェッジホールディングスは、連結子会社Engine Holdings Asia PTE.LTD.を通じて、Engine Holdings Asia PTE.LTD.の保有するGroup Lease PCLの新株予約権の行使し、ファイナンス事業に資金を投じております。

また、当初はGroup Lease PCLの新株予約権の行使資金を、新株発行による資金調達と、新株予約権発行による資金調達を組み合わせることで資金調達を行う予定でありましたが、当該増資による資金調達方の検討を進め、関係各署との調整を行うことに、想定以上に時間を要してしまい、Group Lease PCLの新株予約権の行使期限が差し迫ってしまい、今月(平成27年11月)中にGroup Lease PCLの新株予約権の行使資金の送金が必要であったところ、当社が新株予約権を発行し、割当予定先からその新株予約権の行使を受け、当該行使により獲得した資金を、Group Lease PCLの新株予約権の行使に充当する時間的猶予が無くなってしまいました。そのような状況でありましたので、当社は、万が一でもGroup Lease PCLの新株予約権の行使が失念することを防ぐために、再びA.P.F.Group Co.,Ltdに対し融資依頼をし、平成27年11月12日に9.3百万米ドル(1米ドル当たり122.53円で計算し日本円で11.39億円、期間1年間、金利3%)の借入を行い、そのうち、8.9百万米ドル(1米ドル当たり122.53円で計算し日本円で10.90億円)の資金を株式会社ウェッジホールディングスに貸付を行い、株式会社ウェッジホールディングスは、連結子会社Engine Holdings Asia PTE,LTD.を通じて、Engine Holdings Asia PTE,LTD.の保有するGroup Lease PCLの新株予約権の行使し、ファイナンス事業に資金を投じる予定となっております。

当該投資は、Group Lease PCL社のASEANの高金利での運転資金の借入の圧縮への利用及び、新たに開業を目指しているファイナンス事業のインドネシア展開等に充当されることと同時に、当社グループのGroup Lease PCLの持株比率の引き上げの為に供されるものと認識しております。

この度、当該資金調達をエクィティーファイナンスで行うにあたりましては、A.P.F.Group Co.,Ltdから、3億5千万パーツの短期借入債務が残っておりましたので、当該資金調達と同時にその短期借入債務の返済方法についても予め決定しておく必要がありました。

まず、当社が、当該借入を長期資金に借り換えを行うこととなりますと、主にASEAN地域を活動拠点としているA.P.F.Group Co.,Ltdとの融資取引については公正取引という観点からもASEAN地域で適用されている利息水準を適用すべきものと考えられ、ASEANの長期金利の水準は日本の金利水準と比較して2倍から3倍を超えるものと考えられましたので、11.55億円の長期借入を行うことは当社にとって、金利負担が非常に大きくなることが予想されました。

また、当該投資資金の内の多くは、Group Lease PCLの株式に転換され長期保有することになりますので、当該株式を売却して資金回収を行うということは想定できず、また、Group Lease PCLの株式配当と言った形で現金回収を行い、短期債務の返済に充当できる可能性があることも検討しましたが、配当額が確定しているものではありませんので、株式配当のみを債務削減の原資として考えるのは不可能でありました。

さらに、株式会社ウェッジホールディングスへの貸付債権を回収し、その回収資金をもって、A.P.F.Group Co.,Ltdからの短期借入債務の返済に充当することにつきましては、株式会社ウェッジホールディングスも、当社からの資金をGroup Lease PCLの新株予約権の行使に使用することから、当該資金を当社が必要とする時期に当社が必要とする金額を、一括で現金にて弁済するということは不可能であると考えられ、また、仮に株式会社ウェッジホールディングスがエクイティーファイナンスを実施して返済することとなれば、当社のそのエクイティーファイナンスに出資しなかった場合には、当社の株式会社ウェッジホールディングスに対する持株比率が50%を割り込み、株式会社ウェッジホールディングが当社の連結子会社ではなくなる可能性があると考えられますので、株式会社ウェッジホールディングスがエクイティーファイナンスを行ったとしても、当社が単純に資金回収はできないものと理解しました。以上のような状況でありましたので、株式会社ウェッジホールディングスへの貸付債権を回収し、その回収資金を、A.P.F.Group Co.,Ltdからの短期借入債務の返済に充当することは不可能であると判断いたしました。

以上の検討結果、A.P.F.Group Co.,Ltdからの短期借入債務を、長期借入金に振替することはできないと判断しました。当社といたしましては、これまでの検討を通じ、第三者割当増資が最も有力な調達手法と考えておりましたので、当該短期借入債務につきましては、増資してその増資資金を改めて弁済に充当するというよりも、期限の利益を放棄しDES等の手法を用いることで、手続きが簡略化できると考えました。

一方、上記の短期借入債務(3.5億パーツ)の返済の検討、及び本資金調達に係る関係各署との調整に想定以上の時間を要してしまい、この度の資金用途の中で最大の投資先であるGroup Lease PCLの新株予約権の行使期限が迫ってきてしまう状態となりました。Group Lease PCLの新株予約権の行使を、その行使期限内に確実に行うには、11月下旬にGroup Lease PCLに着金することが必須でありますので、万が一にもGroup Lease PCLの新株予約権の行使期限に間に合わないということがないように、A.P.F.Group Co.,Ltdから、当初の計画で新株予約権を発行することで調達を予定していた資金等を、予め同社から追加融資(金額9.3百万米ドル、1米ドル当たり122.53円で計算し日本円11.39億円、平成27年11月12日契約、期間1年、金利3%)を受けることに変更いたしました。

そこで、当該追加融資をGroup Lease PCLの新株予約権の行使に充当することに変更すると同時に、前述の短期借入債務3.5億パーツ(平成27年(2015年)8月24日実行済み)と合わせて期限の利益を放棄し、DESで返済することが合理的であるとの結論に至りました。

さらに、この度の資金用途につきましては、M&Aやテニススクールの買収、売上伸長に伴う増加運転資金といったものもあり、これらにつきましては、資金の使用時期や使用金額といったことは、交渉相手が存在し、交渉期間を要することが想定されます。また、生産設備の整備、増強といった費用も、機械を買って設置するといったものではなく、半年や1年といった相応の期間をかけ、生産設備の整備、増強をしていきたいと考えておりますので、一度にすべて使用できる類のものではありません。当社といたしましては、調達資金は、案件に応じて、適切なタイミングで適切な金額の資金を投下する必要があると考えております。その為、資金調達の方法としましては、新株の発行で資金用途に必要な金額を一度に全額調達するのではなく、発行済株式の増加を、事業の進捗に応じて案分でき、一度に大幅な希薄化が生じることも回避でき、また必要な資金を適時調達することにつながると考え、割当予定先と協議した結果、その一部を新株予約権の発行で資金調達を行うことを考えました。その結果、A.P.F.Group Co.,Ltdから融資を受け既に資金投下している資金(短期借入債務11.39億円と追加融資を受けた11.55億円の合計22.94億円)につきましてはDESによる新株発行により調達し、残りの必要額(約6.7億円)を、一時手元の現預金を使いながら事業の進捗に合わせて一定期間で資金調達ができるよう新株予約権の発行で調達することといたしました。

なお、A.P.F.Group Co.,Ltdには、本新株予約権の発行による調達資金は、当社が中期経営計画遂行の為に必要としている資金であるということは、ご理解をいただいております。特に、本第三者割当増資の最も大きな資金用途でありますファイナンス事業への投資(Group Lease PCLの発行する新株予約権の行使)につきましては期限が迫っていることもあり、当社が資金を必要とするタイミングで新株予約権の行使をしていただける旨の方針をヒアリングにて確認しております。

今回の募集金額の規模は、新株式発行による調達が22.94億円(19,952,300株、発行済株数の40.51%、議決権数の40.91%)、及び新株予約権による調達が6.87億円(5,920,000株、発行済株数の12.02%、議決権数の12.14%)で合計29.81億円となり、すべての権利が行使された後の、株式発行株数は25,872,300株(議決権数258,723個)となり、本第三者割当増資前(平成27年9月30日現在)の当社の発行済株式49,250,126株(議決権数487,731個)の52.53%、総議決権数でも53.05%となります。

この募集規模につきましては、

当社グループが各事業において、本中期経営計画を遂行及び達成する為には、事業展開等を行うための資金が必要であること、及び、特にファイナンス事業を行うGroup Lease PCLは現在ASEAN展開を推し進めておりますので、M&A等に使用する資金を含めた事業展開資金が必要であると同時に、当社グループ連結決算上におきましては、当社がGroup Lease PCLを連結子会社の範囲にし続ける為には、当社グループのGroup Lease PCLの持株比率の維持、向上が必要であるが、本資金調達の検討及び関係各署との調整に想定をはるかに上回る時間を要し、Group Lease PCLへの追加出資の手段の一つである当社連結子会社のEngine Holdings Asia PTE.LTD.が保有するGroup Lease PCLの新株予約権の行使期限が目前まで迫ってしまったことから、A.P.F.Group Co.,Ltdから短期借入債務として平成27年(2015年)8月24日に11.55億円、平成27年(2015年)11月12日に11.39億円の合計22.94億円を調達し、そのうちの22.45億円をファイナンス事業への投資に投下し、0.49億円についても連結決算体制整備費用等としての使用を予定していることから、当該短期債務の返済を行う為にも資金調達をする必要があること。

ファイナンス事業につきましては、今回の資金調達の内、大きな割合の資金を投資する予定であります。同事業は当社グループの収益力の源泉となっており、現在ASEAN地域において急速に事業展開を加速しております。当社といたしましては、ファイナンス事業が成長している時期に、同事業に対し更なる成長資金を投下することで、Group Lease PCLが同事業を拡大し、今後更にASEAN地域で事業展開することが、当社グループの企業価値増大の最善策であると考えられること。

といったことから、第三者割当による新株発行による既存株式の希薄化は40.91%(議決権ベース)、並びに第三者割当による新株予約権の行使による既存株式の希薄化は12.14%(議決権ベース)、併せて53.05%の希薄化が生じることとなります。今後、当社グループが中期経営計画を実現し平成30年(2018年)3月期には連結売上高400億円、連結当期純利益20億円、連結実質純資産1,200億円を達成する為には、必要な資金であり、募集規模であると考えております。

また、この度の資金調達につきましては、「公募」ではなく、「第三者割当」で調達を行い、その割当予定先をA.P.F.Group Co.,Ltdとすることにしております。このことにつきましては、

当社が今後、ASEAN地域でビジネスを展開する上で、より有利な事業機会の獲得と事業展開リスクを軽減することを目的として、これらの地域のビジネスに精通しており、現在も当社の中期事業計画に賛同していただき、ファイナンス事業のみならず、これまでも当社グループの他の事業のASEAN進出にも多大な協力をいただいているA.P.F.Group Co.,Ltdとの関係を更に深め、より一層の協力を得たいこと。

当社は、既に、A.P.F.Group Co.,Ltdから、3億5千万円(平成27年9月30日時点、1円当たり3.3円で計算し日本円で11.55億円、借入日平成27年8月21日、期間12ヶ月、金利3%)及び、9百30万米ドル(平成27年11月12日時点、1米ドル122.53円で計算し日本円で11.39億円、期間1年間、金利3%)の融資を得て、当該融資で得た資金のうち22.45億円を連結子会社株式会社ウェッジホールディングスに貸付を行い、株式会社ウェッジホールディングスの連結子会社Engine Holdings Asia PTE.LTD.を通じて、Engine Holdings Asia PTE.LTD.の保有するGroup Lease PCLの新株予約権を行使することで、中期経営計画達成に基づくファイナンス事業展開にその資金を投下しております。当該融資は短期資金であることから短期間で弁済を行う必要がありますので、株式の希薄化が生じるものの、その資金使途は当社中期経営計画の実現の為の投資であり本第三者割当増資の目途と合致するものでありますので、期限の利益を放棄し、今回の増資と絡め負債を資本とすることで、借入利息の軽減、借入債務の圧縮、資本の拡充といったことを同時に行うことができること。

A.P.F.Group Co.,Ltdは、明日香野ホールディングス株式会社やA.P.F.ホールディングス株式会社といった関連会社を通じ平成20年(2008年)6月から当社に資本参加していただいておりますが、これまでも当社の事業方針にご賛同いただき、過去、増資にこそ応じていただきましたが、保有する当社株式の売買などは行っており、今後も長期安定株主としてもふさわしいと考えられること。

この度の本第三者割当による資金調達、公正妥当な「時価」をベースに調達することから有利発行にあらず、また、希薄化は生るものの、中期経営計画の推進に必要となる今後の事業資金を時価ベースで獲得し、且つタイムリーに投資をして行くことができ、その結果当社グループの事業拡大の機会が獲得できることとなりますので、既存株主の権利を著しく害するとは考えられないこと。

といった理由から、当社グループの事業拡大に必要な、長期活用できる増資資金を獲得しつつ、今後もASEANでの事業展開をローリスクで行う為には、A.P.F.Group Co.,Ltdとより緊密な連携を取り合って事業展開を行うことが必要であると考えられますので、この度の資金調達は、A.P.F.Group Co.,Ltdを引受先として、同社に対する当社の負債を資本金化する現物出資による第三者割当増資及び、新株予約権の発行で資金調達を行うべきとの結論に至りました。

当社といたしましては、上記の検討を踏まえA.P.F.Group Co.,Ltdに対し、この度の現物出資による第三者割当増資、及び新株予約権の引受について打診を行いましたところ、弊社の中期経営計画に対しご賛同をいただくと同時に、当社の資金調達案につきましても快く同意をいただくこととなりましたので、この度、A.P.F.Group Co.,Ltdからの借入債務を資本化する現物出資による第三者割当新株式の発行、及び第三者割当新株予約権の発行による資金調達を行うことといたしました。

第2 【売出要項】

該当事項はありません。

第3【第三者割当の場合の特記事項】

1【割当予定先の状況】

a. 割当予定先の概要	名称	A.P.F.Group Co.,Ltd		
	本店の所在地	Palm Grove House, P.O.Box438, Road Town,Tortola, British Virgin Islands		
	国内の主たる事務所の責任者の氏名及び連絡先	該当事項はありません。		
	代表者の役職及び氏名	代表者 此下 益司		
	資本金	5万米ドル		
	事業の内容	投資業		
	主たる出資者及び出資比率	此下益司	51.0%	
	Worasak Kriengkamol	15.0%		
	Charoen Charoenattavit	10.0%		
b. 提出者と割当予定先との間の関係	出資関係	当社が保有する割当予定先の株式の数	該当事項はありません。	
		割当予定先が保有する当社株式の数	当社の株式を間接保有で45.67%所有しております。	
	人事関係	当社の役員（此下 益司氏）1名が、当該会社の役員を兼務しております。		
	資金関係	当社は、当該会社から3億5000万パーツ（平成27年9月30日時点、1パーツ当たり3.3円で換算し、日本円で11.55億円）、及び3億5千万パーツ（1パーツ当たり3.3円で計算し11.55億円）合計7億パーツ（1パーツ当たり3.3円で計算し日本円で23.1億円）の短期借入債務があります。		
	技術又は取引関係	該当事項はありません。		

c. 割当予定先の選定理由

当社は、今回の第三者割当による新株発行の割当予定先としては、A.P.F.Group Co.,Ltdを予定しております。

A.P.F.Group Co.,Ltdは、平成20年6月から当社の筆頭株主（当社発行済株式の33.04%を保有）である明日香野ホールディングス株式会社、及び、平成21年6月から当社の第2位の株主（当社発行済株式の12.22%を保有）であるA.P.F.ホールディングス株式会社の両社の株式を100%所有しており、両社を通じ本日まで変わらず当社の主要株主であります。（以下、A.P.F.Group Co.,Ltd、明日香野ホールディングス株式会社、A.P.F.ホールディングス株式会社の3社のあわせて「A.P.F.Group Co.,Ltd等」といいます。）

A.P.F.Group Co.,Ltd等からは、当社の株主になって以降、当社が主に日本国内で、ゴム事業とソフトテニス関連事業という極めて限定された事業を行っていた状況から、海外進出を含めその事業領域拡大の方針にご理解とご支援をいただいております。現在の当社グループは、ファイナンス事業、スポーツ事業、コンテンツ事業、食品事業、リゾート事業、ゴム事業と6つの事業の柱を持ち、平成27年6月に公表いたしましたアクセルプラン2015に従い、タイ、シンガポール、マレーシア、カンボジア、ラオス、ベトナム、インドネシア、中国と着実にアジア展開を進めております。

アクセルプラン2015に沿って、今後も国内外、特にアジア全域にグループ事業の展開を目指す方針の当社にとって、これまでのA.P.F.Group Co.,Ltd等の支援は非常に有益であり、資金調達を始め、各事業がASEAN地域で事業展開を行う際には、事前情報提供や法人開設の支援、取引先紹介等様々な支援を受け、海外での事業展開におけるリスクを最小限に抑えながら事業拡張をして参りました。今後も引き続き安定株主、及び、事業パートナーとして、様々な面で当社をご支援いただきたく、A.P.F.Group Co.,Ltdに対し新株式の引き受けの打診を行うことといたしました。

また、本新株発行による資金調達は、現物出資による第三者割当増資の形式となります。

これは、本増資の目的で利用する資金を、既にA.P.F.Group Co.,Ltdから借入により資金の調達を行い、既に本増資の目的へ資本投下を始めていることから、現金で資金調達を行ってから返済を行うよりも、事務コストが軽減でき、割当予定先の財政状況や払込の確認作業も省略できることから、A.P.F.Group Co.,Ltdの当社に対する貸付債権を払込の対価とする現物出資による第三者割当増資の打診を行うことといたしました。

主に上記の理由により当社は割当予定先の選定を行いました。

d．割り当てようとする株式の数

割り当て予定先の氏名又は名称	割当株式数
A.P.F.Group Co.,Ltd	新株式 19,952,300株 新株予約権 5,920個 (その目的となる株式 5,920,000株)

e．株券等の保有方針

当社は、割当予定先の保有方針確認の為、当社の代表者と、割当予定先の代表者と面談を実施し口頭及び書面により長期保有の方針であることを確認いたしました。

また、割当予定先は当社の取締役が代表者となっているものの、法人としては投資会社であることから、当社への出資は資産価値の向上も求める純投資を目的としており、当社の経営の支配をする意向はなく、その属する国の法及び慣行により財務諸表等の作成を要しないこととされていることから、当然に連結財務諸表の作成も義務付けられていないことから、当社グループを連結子会社化する意向が無い旨を確認しております。

なお、当社は、割当予定先から、割当予定先が払込期日から2年以内に本件第三者割当により発行される当社普通株式の全部又は一部を譲渡した場合には、その内容を当社に対し書面により報告すること、当社が当該報告内容を株式会社東京証券取引所に報告すること、並びに当該報告内容が公衆の縦覧に供されることに同意することにつき、確約書を取得する予定です。

f．払込みに要する資金等の状況

新株式発行につきましては、金銭以外の財産の現物出資による払込の申込方法によるため、現物出資の目的となるA.P.F.Group Co.,Ltdの当社に対する貸付債権について、割当予定先と当社の間でLoan Agreementや帳簿残高の確認を行うことで払い込みに要する財産の所在確認を行っております。

新株予約権の発行及び、行使につきましては、A.P.F.Group Co.,Ltdの取引金融機関の残高証明の提出を受け、払込に要する財産の所在確認を行っております。

g. 割当予定先の実態

今回の株式引受契約締結交渉に先立ち、上記の割当予定先の代表者の此下益司氏や割当予定先の関係会社であるA.P.F.ホールディングス株式会社、明日香野ホールディングス株式会社を訪問し、反社会的勢力との関わりあいがないか、聞き取り調査を行っております。

当該聞き取り調査につきましては、インターネットを使い割当予定先の代表者を検索することなどの事前調査を行い、反社会的勢力と関わりあいがあるような事実があるのかといった質問を行いました。当社が行った聞き取り調査では、反社会的勢力と関わりあいがあるといった事実は確認できませんでした。

また、当社は、割当予定先について、当社の株主名簿を基に、これまで割当予定先が間接的に当社の株主になってから、数年間の間に継続して株式を保有していること、又、割当予定先と当社とが交渉する際に割当予定先が当社に対しどのような対応であったか、及びどのような要望であったかを検討し直しましたが、反社会的勢力と関わりあいがあると考えられるような対応や要望はありませんでした。

さらに、割当予定先の代表者の此下益司氏は、平成20年（2008年）6月から当社の社外取締役でありますので、同氏の当社取締役就任からの当社取締役会における発言内容を議事録等の記録で確認し、他の取締役及び経営幹部へ同氏のこれまでの行動や言動から、反社会的勢力と関わりあいがあると考えられる点が見受けられなかったか、を聞き取りするなど改めて検討を行いました。同氏が、反社会的勢力と関わりあいがあると考えられる事実はありませんでした。

以上につきまして、総合的に勘案した結果、割当予定先及び当該割当先の役員又は主要株主が、暴力団、暴力団員又はこれらに準ずるもの（以下「暴力団等」という。）である事実、暴力団等が割当先の経営に関与している事実など暴力団等と交流を持っている事実は、当社の把握する限りありませんでした。また、割当予定先は、将来も暴力団等と関与しない方針である旨の確認を行っております。

なお、当社は本日の決議に先立ち、平成27年11月13日に、反社確認書を東京証券取引所に提出いたしました。

h. 特定引受人に関する事項

本新株の割当予定先が本新株式の株主となった場合、当該割当予定先であるA.P.F.Group Co.,Ltdは、割当予定先の子会社である明日香野ホールディングス株式会社とA.P.F.ホールディングス株式会社の議決権数を含めると、総株主の議決権数の61.47%の議決権数を保有することになるため、「会社法第206条の2第1項」に規定する特定引受人となります。以下は、その場合の議決権数に関する内容です。

- a. 当該特定引受人（その子会社を含む。）がその引き受けた募集新株式の株主となった場合に有することとなる議決権の数は、422,444個です。
- b. 上記a.の募集新株式に係る議決権の数は、199,523個です。
- c. 引受人の全員がその引き受けた募集新株式の株主となった場合における総株主の議決権の数は、687,254個となります。

また、当該割当予定先が本新株予約権の行使により取得する当社普通株式をすべて同時に保有した場合、当該割当予定先であるA.P.F.Group Co.,Ltdは議決権数65.07%となるため、「会社法第244条の2第1項」に規定する特定引受人となります。以下は、その場合の議決権数に関する内容です。

- a. 当該特定引受人がその引き受けた募集新株式及び新株予約権に係る交付株式の株主となった場合に有することとなる議決権の数（当該交付株式の株主となった場合に有することとなる最も多い議決権の数）は、485,754個です。
- b. 上記a.の募集新株式及び新株予約権に係る交付株式に係る最も多い議決権の数は、258,723個です。
- c. 当該特定引受人がその引き受けた募集新株式及び新株予約権に係る交付株式の株主となった場合における最も多い総株主の議決権の数は、平成27年9月30日時点の総議決権数487,731個を基準とした場合、746,454個となります。

2 【株券等の譲渡制限】

該当事項はありません。

3 【発行条件に関する事項】

(1) 発行価格の算定根拠及び発行条件の合理性に関する考え方

新株式の払込金額

新株式の発行価額につきましては、割当先とも協議の上、当社取締役会決議日前日終値を基準として決定した1株115円（当社取締役会決議日前日終値と比較したディスカウント率0.00%）といたしました。

発行価額は、本新株予約権発行に係る取締役会決議の直前日までの6ヶ月間（平成27年5月14日から平成27年11月13日）、3ヶ月間（平成27年8月14日から平成27年11月13日）、1ヶ月間（平成27年10月14日から平成27年11月13日まで）の株式会社東京証券取引所市場第二部における当社普通株式の取引終値の平均値と比較すると、行使価額1株当たり115円は、6ヶ月間平均株価113円と比較して1.72%のプレミアム、3ヶ月間平均株価100円と比較して15.25%のプレミアム、1ヶ月間平均106円と比較して8.35%のプレミアム及び、当社取締役会決議日前営業日の取引終値115円とは同額となります。

また、払込金額が割当予定先に特に有利でないことに係る適法性に関する監査委員会の意見等は以下の通りです。

「払込金額の検討は、東京証券取引所における取引終値を基準に検討・決定を行い、平成27年11月9日以降の東証証券取引所における取引終値と比較し大幅なディスカウントも行われていないことから有利発行には当たらず、数字の根拠、検討の経緯、利害関係者が当該決議に加わらないように配慮すること等、決定手続きはすべて適法適正に行われており、その判断も妥当であると考えております。」

新株予約権の払込金額

新株予約権の行使価額につきましては、割当先とも協議の上、当社取締役会決議日前日終値の1株115円（当社取締役会決議日前日終値と比較したディスカウント率0.00%）といたしました。

行使価額は、本新株予約権発行に係る取締役会決議の直前日までの6ヶ月間（平成27年5月14日から平成27年11月13日）、3ヶ月間（平成27年8月14日から平成27年11月13日）、1ヶ月間（平成27年10月14日から平成27年11月13日まで）の株式会社東京証券取引所市場第二部における当社普通株式の取引終値の平均値と比較すると、行使価額1株当たり115円は、6ヶ月間平均株価113円と比較して1.72%のプレミアム、3ヶ月間平均株価100円と比較して15.25%のプレミアム、1ヶ月間平均106円と比較して8.35%のプレミアム及び、当社取締役会決議日前営業日の取引終値115円とは同額となります。

以上の行使価額を踏まえ、当社は本新株予約権の払込金額を検討する為、新株予約権発行に係る発行要項及び株式の市場データを考慮した新株予約権の評価を、第三者評価機関株式会社ヴァーリック・インベストメント・アドバイザー（所在地：東京都港区、代表者 小幡 治、以下「第三者評価機関」といいます。）に依頼いたしました。

第三者評価機関は、新株予約権の公正価値を算定する為、株式の価格、安全資産利子率、株式の価格の変動率などから数値計算手法により将来の普通株式の価格を求めるとともに、その普通株式の価格の推移を前提とした当社の行動、割当予定先の行動について一定の仮定を設けることにより、新株予約権の価値を予測し、同様の数値計算を任意の試行回数実施した結果の平均値を新株予約権の公正価値として算定しております。

なお、当社及び割当予定先の行動につきましては、第三者評価機関は、当社が本新株予約権の取得条項を積極的に利用するのではなく、基本的に割当予定先の権利行使を待つことを前提としており、また、割当予定者が、株式の価格が権利行使価格を上回っている場合には、随時権利行使を行うことを前提としており、期中に取得した株式の売却に当たっては、1日当たりに売却可能な株式数の目安を、直近1年間にわたる当社普通株式の1日当たり平均売買出来高の10%と仮定しております。

以上を前提として、第三者評価機関は、一般的に評価方法として認められているモンテカルロシミュレーション法を用いて評価を実施した結果、本新株予約権の評価額を1,116円（1株当たり1,116円）と算定いたしました。

当社といたしましては、第三者評価機関の行った算定結果は、新株予約権の評価において、一般的に公正妥当と考えられる算定方法及び手順で検討されていることから、合理的な評価であると判断し、この度割当予定先に発行する新株予約権の発行価額につきましても、当該第三者評価機関の行った評価と同額に決定されておりますので、有利発行には該当せず、適正な価格であると判断いたしました。

また、新株予約権の発行価額が割当予定先に特に有利でないことに係る適法性に関する監査委員会の意見等は以下の通りです。

「新株予約権の発行価額の検討は、第三者評価機関の算定結果に基づき行われており、第三者評価機関の算定方法や手順は、一般的に公正妥当と判断できること、且つ、割当予定先に発行する新株予約権の発行価額につきましても、当該第三者評価機関の行った評価と同額に決定されていることから有利発行には当たらないと考えられ、取締役会の決定についても、数字の根拠、検討の経緯、利害関係者が当該決議に加わらないように配慮すること等、決定手続きはすべて適法適正に行われていることから、その判断は妥当であると考えております。」

また、本第三者割当による新株予約権には、6ヶ月を経過した日以降いつでも、当社取締役会の決議で新株予約権を取得すること、取得する日を決議できる内容の取得条項を付しております。

これは、半年を経過しても、割当予定先の新株予約権の行使が行われなかった場合に、新たな資金調達を検討し進める場合に必要になると考え設定したものです。

(2) 発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

本新株式の発行により増加する新株式数（19,952,300株）の平成27年9月30日現在の当社発行済株式総数に対する割合は40.51%（議決権に対する割合は40.91%）となり、また、本新株予約権の行使により増加する新株式数（5,920,000株）の平成27年9月30日現在の当社発行済株式総数に対する割合は12.02%（議決権に対する割合は12.14%）となっており、また、全ての株式の数量（募集株式の総数）は25,872,300株（議決権数258,723個）となり、本第三者割当増資前（平成27年9月30日現在）の当社の発行済株式49,250,126株（議決権数487,731個）の52.53%、総議決権数でも53.05%となりそれぞれ希薄化が生じることになります。この希薄化に対しましては、当社は以下のように考えております。

「当社は、平成27年6月に中期経営計画「アクセルプラン2015 ギア2「加速」」において今後の経営方針・目標を公表させていただいております。その内容としましては、これまの方針を踏襲しつつ、ライトアセットで主にASEAN地域を中心に事業展開を行うことで、2018年3月期には、売上高400億円、当期純利益20億円、実質株主純資産1,200億円を達成するというものです。

（中期経営計画「アクセルプラン2015 ギア2「加速」」の詳細につきましては、次のURLをご参照ください。
<http://www.showa-holdings.co.jp/ir/irfile/sh20150615.pdf>）

当社は、平成27年3月期において、連結売上高107億円、連結営業利益674百万円、連結経常利益635百万円、当期純利益27百万円といった経営成績でありましたが、2018年3月期に上記記載の本中期経営計画で策定した数字を達成するには、より一層スピードを上げて、ASEAN地域での事業展開を進め、経営資源を投下していく必要があると考えております。

上記に記載させていただきました通り、当社の主要事業におきましては、本中期経営計画の為のアクションプランはそれぞれ検討を行っておりますが、それに伴う資金調達も必要となっております。

「アクセルプラン2012」から継続している当社グループの成長はASEAN地域において売上を伸ばし且つ収益を獲得することによって得られてきたものであり、今期策定した本中期経営計画（アクセルプラン2015）の達成には、これまで以上に海外での売上及び収益を獲得する必要があり、現在のタイミングで、ASEANでの事業展開資金を獲得することは、本中期経営計画を達成する上の必要条件となっております。また、今、成長資金が得られないこととなりますと、ASEAN経済の成長の波に乗り遅れることや、同業他社に先んじられるといったリスクを抱え込むこととなります。

当社といたしましては、このようなリスクを回避し、本中期経営計画を遂行する為に、合計25,872,300株の普通株式（当社発行済株式数の52.53%、議決権の53.05%）の新規株式を発行することはきわめて合理的あり、すべての既存の株主の皆様利益に資するものと確信しております。

4 【大規模な第三者割当に関する事項】

本第三者割当増資による新株式の発行及び新株予約権の発行後、その権利行使により増加する全ての株式の数量(募集株式の総数)は25,872,300株(議決権数258,723個)となり、本第三者割当増資前(平成27年9月30日現在)の当社の発行済株式49,250,126株(議決権数487,731個)の52.53%、総議決権数でも53.05%に相当し、25%以上の希薄化が生じるため、「企業内容等の開示に関する内閣府令 第2号様式 記載上の注意(23-6)」に規定する大規模な第三者割当増資に該当いたします。

5 【第三者割当後の大株主の状況】

(1) 新株式割当後の大株主の状況

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	総議決権数 に対する所有 議決権数の 割合(%)	割当後の 所有株式数 (千株)	割当後の 総議決権数 に対する所有 議決権数の 割合(%)
明日香野ホールディングス株式会社	大阪府八尾市老原7丁目85-1	16,273	33.37	16,273	22.99
A.P.F.Group Co.,Ltd	Palm Grove House, P.O.Box438, Road Town, Tortola, British Virgin Islands	0	0	19,952	28.19
A.P.F.ホールディングス株式会社	大阪府松原市天美南4丁目7-25	6,018	12.34	6,018	8.50
CREDIT SUISSE AG ZURICHS/A RESIDENT TOKYO	UETLIBERGSTRASSE 231 P.O.BOX 600 CH - 8070 ZURICH SWITZERLAND	1,000	2.05	1,000	1.41
小川 隆 弘	長崎県佐世保市	470	0.96	470	0.66
日本証券金融株式会社	東京都中央区茅場町1丁目2番10号	426	0.88	426	0.60
小川 進	岡山県倉敷市	235	0.48	235	0.33
此下 竜 矢	東京都中央区	217	0.45	217	0.31
西 喜 久 男	石川県金沢市	170	0.35	170	0.24
和 辻 潤 治	兵庫県尼崎市	169	0.35	169	0.24
計		24,981	51.22	44,933	63.49

(注) 1. 割当前の「所有株式数」及び「総議決権数に対する所有議決権数の割合」は、平成27年9月30日現在の株主名簿上の株式数によって算出しております。

2. 「割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合」は、「割当後の所有株式数」に係る議決権の数を、「総議決権数に対する所有議決権数の割合」の算出に用いた総議決権数に本新株式の発行数に係る議決権の数及び本新株予約権の目的である株式に係る議決権の数を加えた数で除して算出しております。

3. 総議決権数に対する所有議決権数の割合及び割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合は、小数第三位を四捨五入しております。

4. 上記の他、証券保管振替機構名義の株式が6千株あります。

5. 上記の他、当社所有の自己株式442千株(0.90%)があります。

(2) 新株式の割当及び新株予約権が全部行使された後の大株主の状況

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	総議決権数 に対する所有 議決権数の 割合(%)	割当後の 所有株式数 (千株)	割当後の 総議決権数 に対する所有 議決権数の 割合(%)
A.P.F.Group Co.,Ltd	Palm Grove House, P.O.Box438, Road Town, Tortola, British Virgin Islands	0	0	25,872	33.56
明日香野ホールディングス株式会社	大阪府八尾市老原7丁目85-1	16,273	33.37	16,273	21.11
A.P.F.ホールディングス株式会社	大阪府松原市天美南4丁目7-25	6,018	12.34	6,018	7.81
CREDIT SUISSE AG ZURICHS/A RESIDENT TOKYO	UETLIBERGSTRASSE 231 P.O.BOX 600 CH - 8070 ZURICH SWITZERLAND	1,000	2.05	1,000	1.30
小川 隆 弘	長崎県佐世保市	470	0.96	470	0.61
日本証券金融株式会社	東京都中央区茅場町1丁目2番10号	426	0.88	426	0.55
小川 進	岡山県倉敷市	235	0.48	235	0.31
此下 竜 矢	東京都中央区	217	0.45	217	0.28
西 喜 久 男	石川県金沢市	170	0.35	170	0.22
和 辻 潤 治	兵庫県尼崎市	169	0.35	169	0.22
計		24,981	51.22	50,853	65.95

(注) 1. 割当前の「所有株式数」及び「総議決権数に対する所有議決権数の割合」は、平成27年9月30日現在の株主名簿上の株式数によって算出しております。

2. 「割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合」は、「割当後の所有株式数」に係る議決権の数を、「総議決権数に対する所有議決権数の割合」の算出に用いた総議決権数に本新株式の発行数に係る議決権の数及び本新株予約権の目的である株式に係る議決権の数を加えた数で除して算出しております。

3. 総議決権数に対する所有議決権数の割合及び割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合は、小数第三位を四捨五入しております。

4. 上記の他、証券保管振替機構名義の株式が6千株あります。

5. 上記の他、当社所有の自己株式442千株(0.90%)があります。

6 【大規模な第三者割当の必要性】

(1) 大規模な第三者割当を行うこととした理由及び大規模な第三者割当による既存の株主への影響についての取締役会の判断の内容

今回の募集金額の規模は、新株式発行による募集が22.94億円(19,952,300株、発行済株式総数の40.51%、議決権数の40.91%)、及び新株予約権による調達が6.87億円(5,920,000株、発行済株式総数の12.02%、議決権数の12.14%)で合計29.6億円となり、すべての権利が行使された後の、株式発行株数は25,872,300株(議決権数258,723個)となり、本第三者割当増資前(平成27年9月30日現在)の当社の発行済株式49,250,126株(議決権数487,731個)の52.53%、総議決権数でも53.05%となります。

この募集規模につきましては、

当社グループが各事業において、中期経営計画を遂行及び達成する為には、事業展開等を行うための資金が必要であること、及び、特にファイナンス事業を行うGroup Lease PCLは現在ASEAN展開を推し進めておりますので、M&A等に使用する資金を含めた事業展開資金が必要であると同時に、当社グループ連結決算上におきましては、当社がGroup Lease PCLを連結子会社の範囲にし続ける為には、当社グループのGroup Lease PCLの持株比率の維持、向上が必要であるが、Group Lease PCLへの追加出資の手段の一つである当社連結子会社のEngine Holdings Asia PTE.LTD.が保有するGroup Lease PCLの新株予約権が行使期限も迫っていることから、当該新株予約権を行使するには、今、資金調達をする必要があること。

ファイナンス事業につきましては、今回の資金調達の内、大きな割合の資金を投資する予定であります。同事業は当社グループの収益力の源泉となっており、現在ASEAN地域において急速に事業展開を加速しております。当社といたしましては、ファイナンス事業が成長している時期に、同事業に対し更なる成長資金を投下することで、Group Lease PCLが同事業を拡大し、今後更にASEAN地域で事業展開することが、当社グループの企業価値増大の最善策であると考えられること。

といったことから、第三者割当による新株発行による既存株式の希薄化は40.91%（議決権ベース）、並びに第三者割当による新株予約権の行使による既存株主の希薄化は12.14%（議決権ベース）、併せて53.05%の希薄化が生じることとなります。今後、当社グループが中期経営計画を実現し2018年3月期には売上高400億円、当期純利益20億円、実質純資産1,200億円を達成する為には、必要な資金であり、調達規模であると考えております。

また、この度の資金調達につきましては、「公募」ではなく、「第三者割当」で調達をおこない、その割当予定先をA.P.F.Group Co.,Ltdとすることにしております。このことにつきましては、

当社が今後、ASEAN地域でビジネスを展開する上で、より有利な事業機会の獲得と事業展開リスクを軽減することを目的として、これらの地域のビジネスに精通しており、現在も当社の中期事業計画に賛同していただき、ファイナンス事業のみならず、これまでも当社グループの他の事業のASEAN進出にも多大な協力をしていただいているA.P.F.Group Co.,Ltdとの関係を更に深め、より一層の協力を得たいこと。

当社は、既に、A.P.F.Group Co.,Ltdから、3億5千万円（平成27年9月30日時点、1円当たり3.3円で計算し日本円で11.55億円、借入日平成27年8月21日、期間12ヶ月、金利3%）及び、9百30万米ドル（平成27年11月12日時点、1米ドル122.53円で計算し日本円で11.39億円、期間1年間、金利3%）の融資を得て、当該融資で得た資金のうち22.45億円を連結子会社株式会社ウェッジホールディングスに貸付を行い、株式会社ウェッジホールディングスの連結子会社Engine Holdings Asia PTE.LTD.を通じて、Engine Holdings Asia PTE.LTD.の保有するGroup Lease PCLの新株予約権を行使することで、中期経営計画達成に基づくファイナンス事業展開にその資金を投下しております。当該融資は短期資金であることから短期間で弁済を行う必要がありますので、株式の希薄化が生じるものの、その資金用途は当社中期経営計画の実現の為の投資であり本第三者割当増資の目途と合致するものでありますので、期限の利益を放棄し、今回の増資と絡め負債を資本とすることで、借入利息の軽減、借入債務の圧縮、資本の拡充といったことを同時に行うことができること。

A.P.F.Group Co.,Ltdは、明日香野ホールディングス株式会社やA.P.Fホールディングス株式会社といった子会社を通じ平成20年（2008年）6月から当社に資本参加していただいておりますが、これまでも当社の事業方針にご賛同いただき、過去、増資にこそ応じていただきましたが、保有する当社株式の売買などは行っておらず、今後も長期安定株主としてもふさわしいと考えられること。

この度の本第三者割当による資金調達、公正妥当な「時価」をベースに調達することから有利発行にあらず、また、希薄化は生るものの、中期経営計画の推進に必要となる今後の事業資金を時価ベースで獲得し、タイムリーに投資をしていくことができることから考えると、既存株主の権利を著しく害するとは考えられないこと。

といった理由から、当社グループの事業拡大に必要な、長期活用できる増資資金が獲得しつつ、今後もASEANでの事業展開をローリスクで行う為には、A.P.F.Group Co.,Ltdとより緊密な連携を取り合っ事業展開を行うことが必要であると考えられますので、この度の資金調達は、A.P.F.Group Co.,Ltdを引受先として、同社に対する当社の負債を資本金化する現物出資による第三者割当増資及び、新株予約権の発行で資金調達を行うべきとの結論に至りました。

また、資金の調達方法につきましては、現在当社の保有する現預金の一部も、本中期経営計画の為に使用をいたしますが、事業を継続するに当たり、一定の現預金は手元に残す必要もありますので、この度必要となる資金につきましては、新たに外部調達を行うことが財務の健全性と安全性が保てると考えております。

本第三者割当増資で調達した資金は、上記に記載したとおり、当社グループの事業規模が急速に拡大している最中に必要となる増加運転資金や、M&Aや営業拠点開設などの事業拡大資金、及び、生産設備の整備資金、*先行投資的費用といった使途で使用する予定です。

*先行投資的費用とは、新規事業の開拓を行う場合に必要となる、を行う為に必要な、人件費、マーケットリサーチ費用、外注費、試験開発費を指します。

これらの資金使途につきましては、以下の理由により短期での資金回収ができるものとは考え難く、この度改めて外部調達による資金が必要であると考えました。

（増加運転資金）

増加運転資金につきましては、事業に拡張に伴って固定的に必要となる資金となります。事業が拡大中に回収が見込まれるものではなく、特に事業が急拡大している場合には、事業から得られる収益以上に資金が必要となるケースがあり、まさに今、当社グループがこのケースに該当いたしますので、新たに外部資金の調達が必要性となっております。

（M&Aや営業拠点の開設に要する事業資金）

M&Aや営業拠点の開設に要する事業拡大資金につきましては、事業から得られる収益の範囲内での投資であれば、資金調達は必要となりませんが、事業から得られる収益や内部留保以上の投資を行う場合には、外部資金の調達が必要となります。当社グループは、各事業において、事業を拡大している最中であり、まさにこのケースに該当いたしますので、新たに外部資金の調達が必要となっております。

（生産設備の整備資金）

当社が今回行おうとしている生産設備の整備とは、売上を増大させるような生産設備の増強というよりも、そもそも長期的な生産活動の維持に必要なものであり、また、製品の品質を向上させる為のものであります。従いまして売上を伸ばし、事業の収益を上げて投資回収を目指すものではなく、事業を継続して行くために必要な資金となります。

（先行投資的費用）

先行投資的費用につきましては、企業が永続的に事業活動を行う為には、現状の事業領域に留まるだけでなく、常に新たな事業領域の開拓が必要となります。また、これらにつきましては、投資資金の回収が約束されるものではありません。当社グループといたしましても、事業領域の拡大、同業他社との競争、顧客ニーズの追及、当社の強みを更に伸ばすこと等の観点から、先行投資を行わなければならない、事業を継続していくために必要な資金となります。

以上の通り、当社の考える調達資金の使途につきましては、相当期間資金が固定化し使用していくものであると考えられますので、返済を伴う借入金等の負債性資金調達を行うよりも、今後の当社グループの事業規模に見合うよう、更なる財務体質の強化をすることができる増資等のエクイティーファイナンスで資金調達を行うことが、この度の調達方法に適していると判断いたしました。また、当該必要資金の調達方法につきましては、全額及び一部を金融機関からの借入で賄うことを検討しており、複数の金融機関に打診いたしましたが、資金調達に協力していただける金融機関がありませんでしたので、この度は必要資金の全額を増資等のエクイティーファイナンスで調達することといたしました。

一方、エクイティーファイナンスでの調達を行うことといたしましても、その手法は、公募増資、株主割当、ライツオフアリング等様々な手法があります。それらにつきましても検討を進めておりましたが、この度の調達資金の使途の内、最大の資金使途であるGroup Lease PCLへの投資は、最も有力な投資方法であるGroup Lease PCLの新株予約権の行使期限が発行日の平成25年（2013年）12月2日から2年を超えないということでその期限が迫っていること及び、昨今のGroup Lease PCLの株価は、当社の連結子会社Engine Holdings Asia PTE.LTD.が保有している新株予約権の行使価格より高値で推移している事情から、当社グループにとって有利なGroup Lease PCLへの投資方法の選択肢を消滅させない為に、短期間で調達すべきという事情がありました。

そのような中でエクイティーファイナンスの調達手法について検討を進めておりましたが、エクイティーファイナンスでの調達の中でも、公募増資につきましては、手続きが多いことから、調達までの時間がかかってしまうことや、発行価格のディスカウント及び発行費用で手取り金額が最も少なくなってしまうスキームでありました。この度の資金調達の目的の内、ファイナンス事業以外の投資は、5,000万円、1億円、2億円といったこの度の調達額と比較すると少額なので、公募増資のコストだけでこれらの幾つかの投資を賄うことができるといった状況でありましたので、公募増資のコストは安易に容認できないと判断しておりました。

なお、株主割当増資、ライツオフアリングといった手法につきましては、公募増資よりも手続きは簡易であり、時間も短くして調達は可能という状況でありましたが、法的に増資手法として確立はしているものの、実例も少ないとのことで証券会社や証券代行会社の負担も大きく、引受証券会社が見つかりませんでした。従いまして、株主割当増資、ライツオフアリングという調達手法をとることはできませんでした。

以上の経緯を踏まえ、当社は、エクイティーファイナンスの調達手法としては、第三者割当で行うことが、手続きも簡易であり準備期間が短期間で済むこと、及び、調達コストがエクイティーファイナンスの中では安価なことから、最も有力な調達手法であるという結論に至りました。

当社といたしましては、上記の検討を踏まえA.P.F.Group Co.,Ltdに対し、この度の現物出資による第三者割当増資、及び新株予約権の引受について打診を行いましたところ、弊社の中期経営計画に対しご賛同をいただくと同時に、当社の資金調達案につきましても快く同意をいただくこととなりましたので、この度、A.P.F.Group Co.,Ltdからの借入債務を資本化する現物出資による第三者割当新株式の発行、及び第三者割当新株予約権の発行による資金調達を行うことといたしました。

(2) 大規模な第三者割当を行うことについての判断の過程

本第三者割当増資の割当予定先のA.P.F.Group Co.,Ltdは、明日香野ホールディングス株式会社（当社株式を16,273,400株保有）、及び、A.P.F.ホールディングス株式会社（当社株式を6,018,700株保有）の、それぞれの発行済株式の100%を保有しておりますので、現在、当社の株式を間接的に、22,292,100株（当社発行済株式の45.26%）を保有しております。

本第三者割当により増加する普通株式数は19,952,300株（議決権数199,523個）となり、本第三者割当増資前（平成27年9月30日現在）の当社の発行済株式49,250,126株（議決権数487,731個）の52.53%、総議決権数でも53.05%となります。A.P.F.Group Co.,Ltdの当社株式保有割合は、直接保有と間接保有を合算すると、増資後当社発行済株式数（75,122,426株）の64.12%、増資後当社議決権数（議決権数746,454個）の65.07%保有することとなり、支配株主に該当することとなります。

従いまして、本第三者割当増資は、希薄化率が25%以上生ずる増資にあたり、支配株主の異動も見込まれることから、経営者から一定の独立した第三者からの意見書の入手を行っております。

当該独立した第三者は、当社の経営者及び割当先から独立したものとして、当社社外取締役（監査委員長）西村克己氏、当社取締役（監査委員）増田辰弘氏、当社社外取締役（監査委員）久間章生氏、原口総合法律事務所（弁護士、原口昌之氏）、株式会社グローバル・パートナー・コンサルティング（公認会計士・税理士、取締役 西片大氏）の5名に対し、調達の必要性及び相当性について客観的な意見を求める為、今回の資金調達の内容及び資金調達を行う理由について説明を行いました。

当社が平成27年11月13日付で入手した本第三者割当増資に関する意見の概要は以下の通りとなります。

（以下、意見の抜粋）

1．意見

本第三者割当増資の必要性及び相当性が認められると料する。

2．理由

(1) 資金調達を行う必要性について

昭和ホールディングス株式会社は、同社グループの将来の成長の向け、本年6月に中期経営計画を策定し公表を行っており、現在同社が検討している資金調達は、当該中期経営計画を推進する為に必要とするものである。

当該中期経営計画の内容は、前中期経営計画の内容を踏襲・進化させたものであるとのことで、前中期経営計画の進行期間における経営実績等からその内容は相当であると評価できる。また、その中で、同社グループの成長に為には、M&A等の事業拡大資金、事業拡大に伴う増加運転資金、生産設備の整備資金が必要であり、それを推進する為に現在同社の保有する手元の資金だけでは十分ではないという事情に特に不合理な点はない。

さらに、今回の資金調達額の多くが、同社グループのファイナンス事業に投資されることとなるが、同社グループのセグメント別の経営成績、及び、ファイナンス事業の成長スピードや将来性を勘案すると、ファイナンス事業が同社グループの根幹となる事業であり、同事業に対し他事業と比して優先して資金投資を行うことについても特に不合理な点はないと評価できる。

よって、同社から受けた説明及び受領資料の内容を前提とする限り、同社には資金調達の必要性が認められるものと思料する。

(2) 手段の相当性について

資金調達方法について

昭和ホールディングス株式会社は、同社の策定した中期経営計画の遂行、財務体質の健全性の確保といった観点から合理的な調達手段として第三者割当増資を選択している。また、同社は既存株主の持株比率及び議決権比率の希薄化が一度に起こること軽減する為、資金投資のタイミングと株式の希薄化の同期を図るべく、一部を新株発行による資金調達し、残りを新株予約権発行による資金調達としている。特に当委員会でも、資料調達方法として、金融機関、公募増資、株主割当増資、ライツオファリング等その他の調達方法が無かったのか、改めて昭和ホールディングス株式会社に説明を求め、昭和ホールディングス株式会社からは、それぞれの調達方法について検討は行っているが、第三者割当増資以外の選択肢が無かった旨の説明を受けている。これらについて、同社の検討に特に認識の誤りや検討の不備などの事情は認められず不合理な点はないと評価できる。

よって、同社から受けた説明及び受領資料の内容を前提とする限り、資金調達手段として新株発行による第三者割当増資、及び、新株予約権発行による第三者割当増資を選択することには合理性が認められると思料する。

割当先の選定理由について

昭和ホールディングス株式会社が本第三者割当増資を行うことで、A.P.F.Group Co., Ltdが新たに支配株主となることとなる。A.P.F.Group Co., Ltdは、これまでも間接保有持株割合で昭和ホールディングス株式会社の実質的な筆頭株主であり、同社の経営方針に賛同し、同社の事業展開のサポートを行っており、特に同社グループのASEAN事業においては、事業展開のスピードアップ、リスク軽減といった観点から多大な支援を受けており、同様に、A.P.F.Group Co., Ltdの代表者である此下益司氏についても、平成20年（2008年）6月から、昭和ホールディングス株式会社の取締役就任し、同社グループが行う事業のASEAN展開や、特にファイナンス事業の拡大に大きな貢献をしている。一方、現在、昭和ホールディングス株式会社は、A.P.F.Group Co., Ltdから短期の資金借入を行っていることから、その返済方法や利払についても検討をしなければならない状況にある。このような事情から、昭和ホールディングス株式会社が第三者割当増資の割当予定先を、A.P.F.Group Co., Ltdとする点については、不合理な点はないと評価できる。

また、特に、当委員会では、本第三者割当増資の結果、A.P.F.Group Co., Ltdの持株比率が過半数を大幅に上回ることに付いて、昭和ホールディングス株式会社の会社経営上問題が生じることがないのか改めて昭和ホールディングス株式会社に説明を求め、これまでのA.P.F.Group Co., Ltdの対応や、A.P.F.Group Co., Ltdが株主であることの影響から勘案すると、本第三者割当増資によりA.P.F.Group Co., Ltdの増加することであらたに生じる問題はないとの説明を受けている。

さらに、当委員会では、本第三者割当増資の引受により、昭和ホールディングス株式会社の親会社となるA.P.F.Group Co., Ltdと、昭和ホールディングス株式会社のグループ会社(特にGroup Lease PCLとの間に不明瞭な取引がないか昭和ホールディングス株式会社に説明を求め、Group Lease PCLがタイ証券取引所に金融業として上場をしており、A.P.F.Group Co., Ltdは、Group Lease PCLの関連当事者として、その取引は公表の対象となっていることの説明を受け、その事実をGroup Lease PCLのアンニュアルレポートで確認をしている。

一方、昭和ホールディングス株式会社は、() A.P.F.Group Co., Ltdは、昭和ホールディングス株式会社の株式を長期保有する意向であること、() A.P.F.Group Co., Ltdは、本第三者割当増資に係る払込みの確実性に問題はないこと、()、A.P.F.Group Co., Ltd並びに、その役員及び総議決権の10%以上を持つ株主が暴力団等の特定団体等ではなく、また、暴力団等の特定団体等とは一切関係していないことを確認している。

よって、昭和ホールディングス株式会社から受けた説明及び受領資料の内容を前提とする限り、A.P.F.Group Co., Ltdを本第三者割当増資の割当先に選定することには、合理性が認められると料する。

小括

以上により、本第三者割当増資という手段には相当性が認められるものと思料する。

(3) 発行条件の相当性について

発行価額（行使価額）について

昭和ホールディングス株式会社は、本第三者割当増資における新株発行価額及び新株予約権行使価額を一株当たり115円に決定したことについては、株式会社東京証券取引所の終値を基準として、()平成27年（2015年）6月15日の同社中期経営計画発表、()平成27年（2015年）8月14日の同社四半期決算発表、()平成27年（2015年）8月14日の同社連結子会社株式会社ウェッジホールディングスの業績予想の上方修正発表、()平成27年（2015年）8月後半からの世界の株式市場の大幅変動といった株価に影響を与える可能性のある重要事象を考慮したものと、当該発行価額（行使価格）についても、株式会社東京証券取引所の11月9日以降の株価や売買高の状況から有利発行に当たらないと判断している。これらについては、一般的に公正妥当な発行価額（行使価額）決定方法であると考えられ、特に認識の誤りや検討の不備などの事情は認められず、不合理な点はないと評価できる。

よって、昭和ホールディングス株式会社から受けた説明及び受領資料の内容を前提とする限り、本第三者割当増資における発行価額（行使価額）には相当性があると思料する。

希薄化について

昭和ホールディングス株式会社は、本第三者割当増資により既存株主の持株比率及び議決権比率に一定の希薄化は生じるものの、本第三者割当増資の資金調達規模は、同社の中期経営計画の推進及び達成といった目的を鑑みて、必要な限度で行われるものであり、さらに、当該目的を達成することにより、既存株主の持株比率及び議決権比率の希薄化を上回る企業価値の向上につながると認識している。これらについて特に認識の誤りや検討の不備などの事情は認められず、不合理な点はないと評価できる。

よって、昭和ホールディングス株式会社から受けた説明及び受領資料の内容を前提とする限り、本第三者割当増資による希薄化については合理性が認められるものと思料する。

小括

以上により、第三者割当増資の発行条件には相当性が認められると思料する。

7 【株式併合等の予定の有無及び内容】

該当事項はありません。

8 【その他参考になる事項】

該当事項はありません。

第4 【その他の記載事項】

該当事項はありません。

第二部 【公開買付けに関する情報】

該当事項はありません。

第三部 【追完情報】

1 事業等のリスクについて

後記「第四部 組込情報」の有価証券報告書（第114期）及び四半期報告書（第115期第1四半期）並びに四半期報告書（第115期第2四半期）（以下「有価証券報告書等」という。）に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書等の提出日以後、本有価証券届出書提出日（平成27年11月16日）までの間に生じた変更はありません。

また、当該有価証券報告書等には将来に関する事項が記載されておりますが、本有価証券届出書提出日（平成27年11月16日）現在においても変更の必要はないものと判断しております。

2 臨時報告書の提出について

当社は、後記「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書（平成27年6月26日）提出日以後、本有価証券届出書提出日（平成27年11月16日）までの間に、下記の臨時報告書を提出しております。

・平成27年6月26日提出の臨時報告書

[提出理由]

当社は、平成27年6月26日の定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本報告書を提出するものであります。

[報告内容]

(1) 定時株主総会が開催された年月日

平成27年6月26日

(2) 決議事項の内容

第1号議案 取締役9名選任の件

取締役として戸谷雅美氏、増田辰弘氏、西村克己氏、久間章生氏、此下益司氏、此下竜矢氏、重田衛氏、渡邊正氏、庄司友彦氏を選任する。

第2号議案 取締役及び執行役に対するストックオプションの付与の件

会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき、当社取締役及び執行役に対し、ストックオプションとして以下の要領により発行する新株予約権の募集事項の決定を当社取締役会又は取締役会の決議による委任を受けた当社執行役に委任することにつきご承認をお願いする。

新株予約権の割当を受ける者 当社の取締役及び執行役

新株予約権の目的たる株式の種類及び数 当社普通株式1,000,000株を上限とする。

第3号議案 当社の従業員並びに当社子会社の取締役及び従業員に対するストックオプションの付与の件

会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき、当社の従業員並びに当社子会社の取締役及び従業員に対し、ストックオプションとして以下の要領により発行する新株予約権の募集事項の決定を当社取締役会又は取締役会の決議による委任を受けた当社執行役に委任することにつきご承認をお願いする。

新株予約権の割当を受ける者 当社の従業員並びに当社子会社の取締役及び従業員

新株予約権の目的たる株式の種類及び数 当社普通株式500,000株を上限とする。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成数 (個)	反対数 (個)	棄権数 (個)	可決要件	決議の結果及び 賛成(反対)割合 (%)
第1号議案					
戸谷 雅美氏	293,876	2,742		(注) 1	可決 98.58
増田 辰弘氏	293,729	2,889			可決 98.53
西村 克己氏	293,882	2,736			可決 98.58
久間 章生氏	291,376	5,242			可決 97.74
此下 益司氏	291,740	4,878			可決 97.86
此下 竜矢氏	293,859	2,759			可決 98.57
重田 衛 氏	292,440	4,178			可決 98.10
渡邊 正 氏	293,891	2,727			可決 98.59
庄司 友彦氏	293,876	2,742			可決 98.58
第2号議案	291,008	5,614		(注) 2	可決 97.62
第3号議案	291,277	5,345		(注) 3	可決 97.71

(注) 1. 出席した株主の議決権の過半数の賛成による。

2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成による。

3. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

(4) 株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主のうち賛否に関して確認できたものを合計したことにより、決議事項の可決又は否決が明らかになったため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権数は加算していません。

第四部 【組込情報】

次に掲げる書類の写しを組み込んでおります。

有価証券報告書	事業年度 (第114期)	自 至	平成26年4月1日 平成27年3月31日	平成27年6月26日 関東財務局長に提出
訂正有価証券報告書	事業年度 (第114期)	自 至	平成26年4月1日 平成27年3月31日	平成27年9月18日 関東財務局長に提出
四半期報告書	事業年度 (第115期第1四半期)	自 至	平成27年4月1日 平成27年6月30日	平成27年8月14日 関東財務局長に提出
訂正四半期有価証券報告書	事業年度 (第115期第1四半期)	自 至	平成27年4月1日 平成27年6月31日	平成27年9月24日 関東財務局長に提出
四半期報告書	事業年度 (第115期第2四半期)	自 至	平成27年7月1日 平成27年9月30日	平成27年11月13日 関東財務局長に提出

なお、上記書類は金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織（EDINET）を使用して提出したデータを「開示用電子情報処理組織による手続の特定等に関する留意事項について（電子開示手続等ガイドライン）」A4-1に基づき本有価証券届出書の添付書類としております。

第五部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

第六部 【特別情報】

第1 【保証会社及び連動子会社の最近の財務諸表又は財務書類】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成27年6月25日

昭和ホールディングス株式会社
取締役会 御中

監査法人元和

指定社員
業務執行社員 公認会計士 星 山 和 彦 印

指定社員
業務執行社員 公認会計士 塩 野 治 夫 印

<財務諸表監査>

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている昭和ホールディングス株式会社の平成26年4月1日から平成27年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、昭和ホールディングス株式会社及び連結子会社の平成27年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

< 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、昭和ホールディングス株式会社の平成27年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

内部統制報告書に対する経営者の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した内部統制監査に基づいて、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき内部統制監査を実施することを求めている。

内部統制監査においては、内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための手続が実施される。内部統制監査の監査手続は、当監査法人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。また、内部統制監査には、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、昭和ホールディングス株式会社が平成27年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- 1 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
 - 2 XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成27年6月25日

昭和ホールディングス株式会社
取締役会 御中

監査法人元和

指定社員
業務執行社員 公認会計士 星 山 和 彦 印

指定社員
業務執行社員 公認会計士 塩 野 治 夫 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている昭和ホールディングス株式会社の平成26年4月1日から平成27年3月31日までの第114期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、昭和ホールディングス株式会社の平成27年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- 1 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
- 2 XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成27年11月13日

昭和ホールディングス株式会社
取締役会 御中

監査法人元和

指定社員
業務執行社員 公認会計士 星 山 和 彦 印

指定社員
業務執行社員 公認会計士 塩 野 治 夫 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている昭和ホールディングス株式会社の平成27年4月1日から平成28年3月31日までの連結会計年度の第2四半期連結会計期間(平成27年7月1日から平成27年9月30日まで)及び第2四半期連結累計期間(平成27年4月1日から平成27年9月30日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書、四半期連結キャッシュ・フロー計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、昭和ホールディングス株式会社及び連結子会社の平成27年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第2四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

強調事項

会計方針の変更に記載されているとおり、会社は第1四半期連結会計期間から「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 平成25年9月13日)、「連結財務諸表に関する会計基準」(企業会計基準第22号 平成25年9月13日)及び「事業分離等に関する会計基準」(企業会計基準第7号 平成25年9月13日)等を適用している。

当該事項は、当監査法人の結論に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2. XBRLデータは四半期レビューの対象には含まれていません。